

吉賀町告示第69号

令和元年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月16日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和元年6月12日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○6月17日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和元年6月12日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月12日 午前9時11分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第4号 最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)
日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
日程第7 議案第40号 吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定について
日程第8 議案第41号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第43号 吉賀町道路条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第44号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第45号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第46号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第4号 最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)
日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
日程第7 議案第40号 吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定について
日程第8 議案第41号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第42号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第43号 吉賀町道路条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第44号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第45号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第46号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	岩本 一巳君	副町長 ……………	赤松 寿志君
教育長 ……………	光長 勉君	教育次長 ……………	大庭 克彦君
総務課長 ……………	野村 幸二君	企画課長 ……………	深川 仁志君
税務住民課長 ……………	齋藤 明久君	保健福祉課長 ……………	永田 英樹君
産業課長 ……………	山本 秀夫君	建設水道課長 ……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長 ……………	榎木 昭典君	出納室長 ……………	中林知代枝君

午前9時11分開会

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、桑原議員、5番、中田議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。

会期は、本日の6月12日から6月19日までの8日間としたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日6月12日から6月19日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月19日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

また、陳情第3号星坂地区集会所に隣接する側溝に関する陳情及び陳情第8号後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情は、お手元に配付した陳情・請願要望等文書表のとおり、陳情第3号は経済常任委員会へ、陳情第8号は総務常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにしました。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日、令和元年第2回でございますが、定例会を招集しましたところ、大変お忙しい中、全議員御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

町長動静報告の前に、本定例会に提案を予定をしております8件の議案について、概略を申し上げておきたいと思います。

内訳といたしましては、例年のごとく、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、それから、条例の制定と一部改正が4件、さらに、特別会計と一般会計の補正予算が3件ということでございますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付をさせていただきました町長動静報告によりまして、概略を申し上げておきたいと思います。

1ページにありますように、3月4日、3月定例会の開会がされたわけでございますが、それ以降の主な事項につきまして、御報告を申し上げたいと思います。

3月の6日、水曜日でございますが、六日市学園の卒業式並びに、その卒業式の後刻のところで、六日市病院、六日市学園理事長ほかとの面会が行われました。

少し飛びまして、3月10日でございますが、木部谷保育所の卒園式、それから発表会があったということで、参加をさせていただきました。

その後、この庁舎によりまして、自衛隊の入隊、新入隊員の激励会がございまして、本年は吉賀高校の卒業生1名が入隊をするということで、出席をさせていただいたところでございます。

3月の11日は、益田の赤十字病院のほうで益田地域保健医療対策会議が行われまして、私が出席をさせていただいて、六日市学園、それから六日市病院の現状等について、詳細な報告をさせていただいたところでございます。

12日は、蔵木中学校の卒業式がございました。

13日には町議会の全員協議会、それから、15日には柿木小学校の卒業式に出席をいたしまして、その後、松江へ出かけまして、島根県市町村振興協会の臨時評議員会に出席し、その後、出雲のほうへ移動いたしまして、島根大学医学部のほうを訪問させていただきました。このときには、六日市病院の医師確保につきまして、六日市病院の谷浦病院長のほうと外科部長のほうに面会をさせていただいたということでございます。

3月の17日には、蔵木中学校の閉校式が行われました。議員の皆さんにも御出席をいただいたところでございます。ありがとうございました。

ページ変わりをしまして、3月の19日でございますが、名誉町民でございました河野鶴雄様が御逝去されるという訃報が届きまして、その関係で御自宅のほうへ弔問をさせていただいたところでございます。

3月20日には、定例会が閉会いたしまして、その夜、河野鶴雄様のお通夜のほうへ参列をさせていただき、翌21日には、河野様の葬儀のほうへ参列をさせていただいたということでございます。

しばらく飛びまして、3月の27日でございますが、六日市学園理事長と面会をさせていただきました、ここで町議会のほうで採択をしていただきました、その内容を踏まえまして、町のほうからの正式な回答書の提出を行ったところでございます。

それから、その日には、株式会社丹後王国と包括連携協定についての締結を行って、地域商社設立に向けた準備がスタートしたということでございます。

翌28日には、島根県庁へ六日市病院、それから六日市学園の関係者の皆様と赴きまして、学園、病院の医師確保等についての要望活動を行ったところでございます。島根県知事、副知事、それから松尾顧問、健康福祉部長ほか関係者のほうへお願いを申し上げました。

3月29日には職員の離任式、それから、年度を変わりまして、4月1日には、年度始め式と職員の新任式を行ったところでございます。

ページが変わりまして、4月の4日でございますが、町議会の全員協議会に参加をさせていただきました。

4月4日、六日市学園の入学式、それから、その日の午後は、町内教職員の皆様の新任式が行われましたので、こちらのほうへ出席をさせていただきました。

4月の6日の土曜日でございますが、大阪に本社がございますモンベルと包括連携協定の締結式を行いましたので、参加をいたしました。

8日の月曜日でございますが、新生の六日市中学校の開校式のほうへ出席をさせていただいたところでございます。

9日の火曜日、吉賀高等学校の入学式、さらに六日市中学校の入学式のほうへ出席をいたしました。

4月の11日でございますが、島根大学附属病院に赴きまして、井川病院長と面会をさせていただき、谷浦病院長とともどもに、医師派遣についてをお願いをさせていただいております。

4月の13日の土曜日でございますが、これはバスツアーというふうになっております。実は、邑南町と、それから吉賀町の観光協会が連携事業を始めておりまして、第1回目でございますが、吉賀町の方が邑南町へ出かけて、いわゆるツアーをして、要所要所の見学をさせていただくという企画がございましたので、私もお誘いを受けて御参加をさせていただいたということでございます。

4月の15日には、益田医師会の病院長のほうへ要望活動を行い、このときには、役場の保健福祉課長と赴いたところでございます。

4月の17日は、自治会長会議でございます。

4月の18日には、御勇退をされました溝口前島根県知事が秘書課長と来庁されまして、退任の御挨拶があったところでございます。

4月の19日金曜日には、萩・石見空港利用拡大促進協議会の総会と、夕刻からは、鹿足建設業協会の総会に出席をさせていただきました。

20日土曜日は、関西吉賀会定例総会で大阪へ出かけました。

21日の日曜日は、日中に椋谷地区におきまして、建物と林野火災の発生がございましたので、そちらのほうの対応をしたところでございます。

ページ変わりました、23日でございますが、食生活改善推進協議会の総会へ出席をいたしまして、その後、東京のほうへ赴きまして、新しく東京事務所の所長になりました本田所長のほうへ、表敬訪問と御挨拶をさせていただいたところでございます。

24日の水曜日には、益田赤十字病院の病院長、木谷院長のほうへ要望活動をさせていただきました。これにつきましても、役場の永田課長と赴いたところでございます。

25日には、町の交通安全対策協議会ということで、とりわけ5月11日から20日まで行われました、春の運動期間中の活動内容についての御確認をさせていただいたということでございます。

28日は、恒例のよしか・夢・花・マラソン大会がございまして、ことしも約1,600人近い方に御参加をいただいたところでございます。

月が変わりまして、5月でございますが、8日、島根県立中央病院のほうへ赴きました。これのときには、永田課長と出雲のほうへ出かけたわけでございますが、新たに病院事業管理者に就任されました山口修平先生のほうへ面会をさせていただいて、六日市病院の現状報告をするとともに、医師派遣についての御指導、御助言をいただくということで、お願いをさせていただきました。

5月の9日は、益田地区期成同盟会の総会がございました。

12日には、名誉町民でありました、河野鶴雄様のお別れ会を柿木で開催をさせていただきました。

それから、その日の午後、下七日市で大規模建物火災が発生をいたしましたので、役場のほうの対応といたしましては、これまで御報告を申し上げましたように、対策本部を設置するとともに、今のところでは、随時、臨時庁議を開催しながら、対応に当たらせていただいたところでございます。

翌13日の月曜日でございますが、鎮火後、大変お世話になりました部署のところへ、まずお礼をさせていただくということで、津和野町、津和野町消防団、日原分遣所、それから津和野警察署と益田広域消防本部のほうへ出かけたところでございます。それから、その日には、益田市のほうから副市長がお見舞いにおいでになりました。

さらに、14日には、広域事務組合の松原議長が同じくお見舞いで御来庁されました。

ページ変わりました、5月の15日でございますが、臨時議会を招集させていただきました。

16日には、全道協、これは道づくりの関係でございますが、毎年行われます大会と要望活動、特に県選出の国会議員の先生のほうへ要望活動を行ったところでございます。

18日の土曜日でございます。火災によりまして被災をされました皆様のほうへ、日赤のほうからのお見舞金、見舞品の配付がございましたので、その対応に当たらせていただきました。

その日の午後には、安永議長とともどもに、県議会正副議長の就任のお祝いの挨拶ということで、中村先生、中島先生のほうへ面会に赴いたところでございます。

それから、19日の日曜日でございますが、毎年行っております、広島県廿日市市の街道まつりのほうへ御招待をいただいておりますので、イベント会場のほうでお礼のことも含めまして、御挨拶をさせていただきました。

5月20日でございます。広域事務組合の理事会、それから、終わりました、今度は萩で山陰自動車道の益田・萩間の整備促進期成同盟会、それから、また益田に戻りまして、映画「高津川」の完成報告会がございました。

21日は、全国高速道路建設協議会総会が東京で行われまして、山陰自動車道の関係もでございますので出席をさせていただき、この席で新しく就任されました丸山知事のほうから、高速道路の必要性についての意見発表が行われたところでございます。

それから、23日には吉賀町の防災会議を行いまして、出水対策についての協議をさせていただきました。それから、それが終わりました、鹿足郡事務組合の臨時会。その足、サンネットのほうへ出かけまして、今回の火災に対する御挨拶の収録をさせていただきました、これにつきましては、5月の25、26日、それから、6月の1日、2日だったと思いますが、放映をさせていただいたところでございます。

5月24日には、県庁のほうで丸山知事のほうと就任に当たっての面会をさせていただき、吉賀町の商工会の通常総会のほうにも来町後、参加をさせていただきました。

25日の土曜日でございますが、今回の火災、大変地元にお世話になりまして、下七日市地区の正副会長さんのほうへ、お礼の御挨拶に出かけさせていただきました。

それから、その日の午後からは、島根大学の企業見学ツアーということで、島根大学と、一部島根県立大学の学生さんもいらっしゃいましたが、吉賀町へお出掛けをいただきましたので、町長講話ということで1時間ばかり、こちらの役場のほうでお話をさせていただきました。

26日の日曜日でございます。前広島県厚生農業協同組合連合会理事長、石原氏に面会となっております。いわゆる厚生連の理事長でございますが、この石原さん、石原照彦さんと言われる方で、沢田の御出身でございます。自治省におられまして、広島県庁へ入庁されて、地域振興部長を最後に御勇退をされ、その後は、ここにありますように、広島県の厚生連の理事長を長く務

められた。

広島県の厚生連は、3つ病院を抱えておられるということもありまして、いろいろ病院事業に御精通されて御造詣が深いということで、今回の病院のことを含めまして状況報告をさせていただくとともに、いろいろなことについての御指導なりをいただいたところでございます。

それから、27日には、これは7月が強化月間になりますが、社明運動の鹿足・吉賀町の推進委員会を行い、その日はサンエムの取締役会と株主総会を行ったところでございます。

最後のページでございます。5月28日には、石見観光振興協議会の総会が浜田市で行われましたので、参加をさせていただきました。このときに新聞でも報道され、それから役場の庁舎のほうにも懸垂幕、今、掲出をさせていただきましたが、石見神楽を中心といたしました伝統文化が日本遺産に選定をされるということがございまして、そのお披露目が正式にございました。

町内にも、抜月、それから黒淵と、それから白谷の3社中がございまして、日本遺産に登録されたということもございまして、そうしたことを十分活用させていただいて、PRもしていく必要があるかと思っております。

29日には、エポックかきのきむらの株主総会が行われました。

それから、30日には、全国治水砂防協会の通常総会と、久方ぶりでございますが、全国源流の郷協議会の総会が行われたということで、予算でも御承認いただきましたが、数年ぶりに全国源流の郷協議会のほうへ復帰をさせていただいたということがございます。全国で27番目の自治体ということで、この協議会のほうへ加盟をさせていただいたところでございます。

31日は、六日市病院との意見交換会ということで、行政のほうからは、町長、副町長、それから永田課長と担当の新藤、病院からは、谷浦院長ほか幹部の方が出席をされまして、この会期中に、今後の方針等についてお話をさせていただく機会があるようでございますが、それについての事前の協議等を行ったということでございます。

6月1日の土曜日につきましては、蔵木の運動会、よしかの里のスポーツ大会、それから環境の関係でございますが、善循環の輪の島根の集いがございましたので、それぞれ参加をさせていただきました。

6月2日には、朝倉地区の運動会、それから養護老人ホーム银杏寮の運動会等がございました。

6月4日は、益田広域事務組合の臨時会、それから、郡の防犯連合会の総会、5日の日には、吉賀町議会の全員協議会ということでございます。

6月9日、先般日曜日でございますが、前参議院議員で御逝去されましたが、島田三郎先生の合同葬のほうへ、安永議長と一緒に安来のほうへ参加をさせていただきました。

10日は、農業公社の総会、それから毎年行われますJAの経営状況の説明会のほうへ参加をさせていただき、きのうは、松江で行われました県の農林水産振興協議会の推進協議会の監査会

と、日赤の島根県支部の評議会のほうへ出席をさせていただいたということでございます。

以上、雑駁でございますが、町長の動静報告とさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

日程第5. 発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第4号最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第4号最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について、読み上げまして提案させていただきたいと思っております。

発議第4号、令和元年6月12日、吉賀町議会議長、安永友行様、提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、暮らしを支え、地方の人口減を緩和するためでございます。

めくっていただきまして、意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県の最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2016年6月に「毎年年率3%程度を目途として引上げ、全国加重平均1,000円を目指す」との具体的な金額を閣議決定しました。

最低賃金の大幅な引上げが、中小企業の経営に悪影響を与えないように、賃金助成など助成策を設け、政府が大企業による下請単価の買いたたき規制を行い、最低賃金を保障できる下請単価の実現と、中小企業への具体的な支援策の拡充を行うことで経営を支えることが必要です。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、自営業の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

よって国及び関係機関におかれましては、下記事項について取り組むよう強く要望します。

- 1 最低賃金を大幅に引き上げ、早期に全国平均1,000円を達成すること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険

料負担や税の減免制度などを実現すること。

4 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対して質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6. 報告第2号

○議長（安永 友行君） 日程第6、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第2号でございます。繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度吉賀町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月12日提出、吉賀町長岩本一巳。

1枚おめくりをいただきまして、繰越計算書でございます。

一般会計でございますが、表に記載をしておりますように、それぞれ款、項、事業名、それから事業費の金額、翌年度の繰越額、この順で御紹介をさせていただきたいと思っております。

総務費、総務管理費、基幹系システム運営管理費353万1,600円の事業費に対しまして、繰越額は231万6,600円、農林水産業費、水産業費、アユ種苗生産施設整備補助金311万6,000円の事業費に対して、全額の繰り越しでございます。

商工費、商工費、健康増進交流促進施設管理費444万円の事業費に対して、全額の繰り越しでございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良単独事業費9,825万円の事業費に対しまして、

1,315万円の繰り越しでございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良補助事業費でございます。1億8,052万4,000円の事業費に対しまして、1億4,550万円の繰り越しでございます。

教育費、中学校費、中学校空調整備事業費1,895万8,600円の事業費に対しまして、全額の繰り越しでございます。

以上、6事業費でございますが、事業費全体では3億882万200円、これに対しまして、翌年度繰越額が1億8,748万1,200円となりました。

なお、財源内訳につきましては、表右側のほうでお読み取りをいただきたいと思っております。

それから、別冊の参考資料1ページ、2ページのところで、今申し上げました6つの事業についての詳細についてまとめ、内容について御紹介をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 前、質問があったかわかりませんが、商工費の健康増進交流促進施設管理費の繰り越しですが、内容を少し詳しく教えてください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 商工費、健康増進交流促進施設管理費の繰り越しについて説明させていただきます。

この件につきましては、3月の定例会のときにも説明させていただきました。今の老人福祉センターはとの湯荘及び健康増進施設ゆ・ら・らの今後の更新計画を作成する経費でございます。

主に、今後、施設更新の必要がどんどん大きくなってきますので、今後の計画や中期的な運営、運営と申しますか、運営に係る費用等はじきまして、今後の方針の決定に基礎資料とするものがございます。

以上です。

済みません、1点。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 契約につきましては、調整が、おくれておりましたが、ほぼ調整は済みまして、この6月に契約する予定としております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） コンサルの名称なんか公表できませんか、まだ。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 申しわけございません。まだ契約が済んでおりませんので、手続を進めたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） コンペ方式か何かで入札するわけですか。随契なんでしょう。入札するちゅうことになった……。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 済みません。公表できないということもありますけど、もう随意契約で決まっとることでしたら、別に問題ないんじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変申しわけございません。私の勘違いでございまして、随意契約で対応するように、今しております。協議の相手先は、現在、山陰合同銀行様と協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村議員。

○議員（9番 河村由美子君） 今の随契で444万円ですよね。ということは、トータルでは、この3倍ぐらいになるんじゃないですかね。全体の更新用の計画を作成してもらうコンサル料というのが、400万円ぐらいじゃ済まんちゅうことですよ。

ということは、既にやっとなことと、繰り越しをしてやるというのをトータルしたら、1,000万円超えるんじゃないですかということ。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 説明させていただきます。

現在、この事業にあわせて、新年度当初予算で計上している経費もございまして、これも合わせて契約したいと考えております。

以上です。（「金額が何ぼか」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 新年度当初予算におきまして、事業分析として540万円、中期事業計画策定として336万円を計上しておりますので、これも合わせて契約したいと今考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 別に随契がどうのこうの言うわけじゃありませんけど、ゆ・ら・らにしろ、はとの湯にしろ、大変老朽化が進んで、入り込み数も落ちた状態で新しい契約を指定管理をしたわけですけど、その中で施設なり設備なり、いろいろなことを見直すという中で、

果たしてこれだけ、特にゆ・ら・らなんか大きな施設ですので、その中で、競争原理も何も働かないコンサルを随契で選んだという理由を聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） この件に関しましては、我々もいろいろ模索をしながら行ったところではございますが、契約がちょっとおくれた理由にもなりますが、やはり内容がわからないと見積もりができない。見積もりができないと内容がわからない。理由にも書かせていただきましたが、前指定管理者との出せる資料、出せない資料、いろいろ考えながらやったところでございますが、事前ではございますが、協議を進めさせていただきながら、今回の随意契約ということで決定させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

本案は、報告をもって終了します。

日程第7. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第40号吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第40号でございます。吉賀町障がい者総合支援センター条例についてでございます。

吉賀町障がい者総合支援センター条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月12日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。保健福祉課の永田でございます。

それでは、吉賀町障がい者総合支援センター条例の詳細説明をさせていただきます。

昨年の11月に議会の議決を賜りまして、現在、建設作業中でございます。本年5月末現在のところ、進捗状況については、全体工程の60%が完成をしたというふうに報告を受けておるところでございます。おおむね工程表スケジュールどおりに進捗が進んでいるという状況でございます。この調子でまいりますと、予定どおり8月末の工期に間に合うのではないかとというふ

うに考えております。

その関係で、新たに設置をいたします吉賀町総合支援センターにつきまして、条例のほうを制定をさせていただき、本年の10月以降の運用開始に備えてまいりたいというところでございます。

それで、内容についての説明をさせていただきます。

まず、第1条の目的についてを規定をさせていただいております。障害者総合支援法に規定された地域活動支援センターの設置、管理及び利用についての必要事項を定め、障がい者の自立生活を営むための支援や福祉増進を図ってまいるということを目的に設置をしてまいります。

第2条で名称でございますけれども、(1)の第1号において、名称につきましては、「吉賀町障がい者総合支援センター」という名称にさせていただきたいというふうに考えております。

(2)の第2号で、場所につきましては、現在建設中の吉賀町六日市263番地2のほうに設置をさせていただくというところでございます。

続きまして、第3条で、センターで行う事業についてでございますが、(1)の第1号でございまして、就労継続支援事業ということで、一般就労が困難な障がい者を対象とした就労継続のための支援事業、こちらをやらせていただき、運用も行うということと、(2)の第2号におきまして、町に実施の責務がございます障がい者の方等々への相談支援事業、こちらのほうも対応させていただくというところでございます。

それから、(3)の第3号で、こちらにつきましても、町の設置責務がございます地域活動支援センターの設置をし、町の実情に合った創意工夫のある創作活動や交流事業等を行ってまいるというものでございます。

(4)といたしまして、その他町長が必要と認める事業について行うという考えでございます。

続きまして、第4条のところでございます。センター管理について、指定管理制度の指定についてでございます。こちらの第4条の第1項から第3項において、他の条例と同様に、指定管理者の指定に関する規定を設けさせていただいております。

それから、ページをめくっていただきまして、第5条の、先ほど第3条に掲げました事業の利用者については、利用に当たり利用料金を払っていただく規定でございますので、その辺の利用料金についての規定を定めさせていただいております。

第2項では、そういった利用料について、指定管理者が受領できる利用料金制について、それから、第3項では、就労継続支援事業に係る利用料の設定基準、それから、第4項で、相談支援事業を受けられる方についての利用料については無料とする規定、それから、第5項で、地域活動支援事業及びその他の事業等の利用料を別に定めるというような内容となっております。

それから、第6条について、施設についての利用目的、事業等について、第3条で規定をしてございますが、それ以外の施設の利用についての規定をこちらのほうに設けさせていただいておるものでございます。

それから、第7条については、そういった第6条に絡みます部分で利用を制限する場合の規定ということでございます。

それから、第8条につきましては、センターの休業日についてでございますが、これは現行の地域活動支援センターと同様に、休業日については日曜日と第2・第4土曜日、それから祝日、それと年末年始とさせていただくという内容のものでございます。

第9条の利用時間につきましては、8時半から17時15分といったところを原則としていきたいというふうに考えております。

それから、第10条のところでございますけれども、第5条利用料金についてですけれども、災害等々が生じた場合は免除等ができるという規定を盛り込んでおるものでございます。

それから、11条につきましては、センター利用を終了した際の原状回復義務、あるいは損害が発生した場合の損害賠償義務、それから、もろもろの事業に関しての秘密を保持する義務等々を13条までのところで掲げさせていただいております。

そういったところ、その他のところにつきましては、規則委任の項目を設けさせていただきまして、こちらにつきましては、令和元年10月1日から施行をさせていただきたいという内容のものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいま提案されました条例は、現在あります吉賀町障がい者地域活動支援センターの条例と、名称及び位置を除くところについては、同様のものとなっております。

このたび、新たに総合支援センター条例という形で提案されたわけですが、前の地域活動支援センターの表題を変えるとか、そういうような形でなく、新たにこの条例とした理由についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをします。

新たに設置をしたというところにつきましては、やはり新設の建物であるというようなところから、当初、現行の支援センター条例の一部改正という形も検討させていただきましたけれども、やはり新たに施設を設けさせていただく、設置させていただくといったところから、今回条例の

新設という形で対応させていただいたところでございます。

今回、規模的などところにつきましても拡大をされておりますし、対応できる施設、サービス内容につきましても、従来のもので狭隘であったため提供できなかった部分もございますので、そういったところにも対応できるように新たに条例を設けさせていただきまして、障がい者サービスの充実に努めてまいりたいというような考えから、新設をさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 3条の3号で、法第5条第27項に規定する地域活動支援センター事業ということで、説明のときには、支援センターが行う事業ということで説明がございました。

今、説明のとおりといたしますか、27項には、地域活動支援センターはこういうことを行うというふうに書かれているわけですが、支援センター事業という単体での事業名というのは存在しないというふうに認識を私はしているわけですが、説明があったような表現のほうが正確でわかりやすいのではないかとこのように考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、第3項の法第5条27項につきましては、地域活動支援センターの設置をするというような規定となっております。

この部分につきまして、国の考え方といたしましては、設置義務、事業の実施義務については、それぞれの市町村にあるというようなところから、国の見解といたしまして、そういった地域活動支援センターにつきましては、それぞれ、先ほど申しましたとおり、地域の実情に応じたものを、それぞれの該当する市町村の創意工夫によって、創作活動であったり、交流事業等々実施をしていく形が望ましいというような見解が出ております。

そういったところから、前条例についても、こういった記載がされておりますし、吉賀町の取り組みの地域の実情に合った創意工夫をした取り組みと申しますれば、いわゆるほかの地域においては、3障がいと一緒にできるような総合的な受け入れ体制というのが整っておりません、そういった部分を従来どおり実施してきたというようなところから、このような形の地域活動支援センター事業、いわゆる3障がいの方々が包括的に利用できる、総合的に利用できるような事業を展開をしていくというような意味合いを含めまして、このような記載に前条例からされておりますので、そういったところを引き継ぎ、こういった形での業務を行うというような表現とさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 第2条の1番で、名称ですよ。吉賀町障がい者総合支援センターとありますが、これを法人個人で言いますと、例えば、今、NPO法人になっていると思えますけど、それを社会福祉法人にするとか、そういったところはどうなっていますか。税務上でたしか違うはずですけど、そのあたりは調べられましたか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） その辺のところにつきましては、それぞれのNPO法人さんのほうで検討されて対応されるものであろうというふうに考えておりますので、あくまでもこちらにつきましては、町が公立設置をする施設についての名称等ということで、今回の条例を策定をさせていただいたということございますので、そういった社会福祉法人化とかの部分については、現在、町としては検討はしてはおりません。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） これは、新たに設置する施設ということでもありますので、やはり指定管理を出す場合も、新たに公募なり、そうした手続をとっての指定管理を行うということですね。それでないと、第4条の第3項のことが当てはまってなくなってしまうと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 本議会におきまして、本条例を議決を賜りましたら、その後に必要な指定管理者の選定に向けた作業のほうに入ってまいりたいというふうに思います。

その作業の結果で、等々につきましては、一応こちらが考えておりますところでは、来る9月定例会のほうで議会のほうにお諮りをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、日程第7、議案第40号吉賀町障がい者総合支援センター条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年6月12日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、失礼いたします。議案第41号の詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の3ページから5ページを使って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

6月5日の全員協議会におきましても説明させていただきました。昨年度から国民健康保険が都道府県化されたことに伴いまして、島根県への納付金の支払い等々のため、国保税の税率を改定する必要が生じたための条例改正でございます。

まず、国保税の構成につきましては、御承知のことと思っておりますけれども、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれ、それぞれ応能分として所得割、応益分として被保険者の均等割と世帯別の平等割を定め、賦課をいたしまして、島根県へ、先ほど申しました納付金を支払うというような形となっております。

今回につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたとおり、所得割、応能分については据え置きをさせていただき、医療給付分と後期高齢者支援金分の応益分を改正をさせていただくという内容のものでございます。

定例会資料の3ページの第5条で、医療給付分の被保険者均等割、現行が2万3,100円でございます。こちらを2万4,000円に改定をさせていただくというものでございます。

続きまして、第5条の2の第1号で、同じく医療給付分の世帯別平等割が1万5,400円から1万5,600円に改正をさせていただくという内容でございます。

これに関連をいたしまして、第5条の2、括弧書きの第2号におきまして、特定世帯の平等割、こちらが従来は7,700円でありましたものが、7,800円、続いて、括弧書き第3号において、特定継続世帯の平等割を1万1,550円から1万1,700円に改正をさせていただくというものでございます。

続きまして、3ページ一番下にあります、第7条の2におきまして、後期高齢者の支援金分の被保険者均等割を6,000円から6,600円に変更させていただくということでございます。

続きまして、定例会資料4ページのほうに移っていただきたいというふうに思います。

中ほどの23条の括弧書きであります第1号の片仮名のアにあります、被保険者均等割の額、こちらについては、7割軽減、均等割の7割軽減の規定でございまして、こちらにつきましては、先ほど申しあげました第5条の改正によりまして、7割軽減部分が1人について1万6,170円であったものが、1万6,800円に変更させていただくという内容でございます。

同じく、その下のほうにあります、第23条第1項第1号の片仮名のイの（ア）、こちらにつきましても、医療給付分の世帯別平等割が1万5,600円に改正されますために、こちらの7割軽減部分につきましても、1万780円から1万920円。

続きまして、（イ）と（ウ）で特定世帯、特定継続世帯に対する世帯別の平等割額が、それぞれ5,390円が5,460円、それから、8,085円が8,190円に改正をさせていただくというものとなっております。

続きまして、第23条第1号の片仮名のウでございます。こちらも第7条2の改正によりまして、後期高齢者支援金分の世帯別の平等割でございますが、こちらが4,200円から7割軽減でございますので、4,620円に変更になるという内容となっております。

それから、定例会資料の4ページから5ページ、こちらにつきましては、先ほど今回の応益分の改正に伴う7割軽減の部分の説明をさせていただきましたけれども、それと同様に、順次賦課区分ごとに5割軽減、2割軽減の部分が、先ほど説明させていただいた、同じような金額で変更させていただいているという内容でございますので、説明については割愛をさせていただきたいと思えます。

以上につきまして、本年4月1日から適用させていただきたいという改正の内容でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の説明をいただきましたが、この改正は、所得割についてはそのまま、均等割、平等割というところを引き上げる。そのかわりに、今度は7割、5割、2割の減額の分がふえるという内容になっているわけですが、実際に7割、5割、2割の金額がふえるにしても、大もとが引き上げられるということですから、保険税の負担はふえるというふうに思います。

実際に、吉賀町において、このような賦課をした場合、現行と、それから改正案での差というのは、調定額という形で全員協議会、6月5日の説明資料の中での18ページに示されているわけですが、ここで標準保険料率、これ県のほうが示している分でありますけども、そちらのほうのことでお聞きをいたします。

県は、応益割の割合を60%というふうに出してきたわけですが、なぜ所得割のほうではなく、応益の割合を上げてきたのか。といいますのは、今は応益割と応能割の割合の原則というものはないかと思いますが、以前はこれを50%ずつにという話もあったのを、あえてこのような形での引き上げにしており、今回の吉賀町の改正も、この応益割の部分が上がるということになっていきますので、県がなぜこのような考え方でやってきているのか、わかる範囲でよ

ろしいので説明を願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせて……わかる範囲ということでございますので。

詳細にわたって県から報告を受けておるわけではないので、一部私の推測といいますか、そういったところも交えるのではないかなというふうに思っておりますが、御容赦願いたいというふうに思います。

恐らく、先ほど議員おっしゃっておられますように、応益応能50対50というところが、原則そういった部分が今撤廃されているというようなところ、御指摘のとおりでございます。

そういった中から、吉賀町におきましては、基本的にやっぱり50対50というようなところはやはり維持をし、運営をしていくべきではないかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、先般、全員協議会の中でも報告をさせていただきましたとおり、被保険者の加入数については、吉賀町も初め、全県的なところでやはり減少に転じているというようなところがございます。

そういった中で、いわゆる現役世代といいますか、64歳までの方の加入の割合についても減少しているというようなところで、本来そういった方々に応能部分の割合を50にするというようなどこについては、そういった所得のある方に対しての負担が非常に重くなるというようなところから、県のほうとすれば、やはり被保険者お一人お一人にそれぞれ応分の負担をしていただくというようなところから考えて、今回、6・4というようなところの標準保険料の数値が示されてきたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

実際、町といたしましても同じような状況でございまして、現役の、いわゆる64歳までの方々の加入についても非常に減少してきているというような中で、所得割、応能部分を上げたとしても、非常にその部分が非常な負担になってしまうというようなところから、ただ、県の標準保険料率の6対4のいうとこまで上げてしまうと、やはり所得のない方々への負担も相当広がってくるというようなところから、今後、段階的に引き上げをしていかざるを得ないわけですが、その部分につきましては、基本的にこれまでの応益応能負担割合、その部分を基本的に踏襲しつつ、最終的に県下統一の保険料に持っていきたいなというふうに考えておるところでございます。

十分なお答えになっていないとは思いますが、そういった状況であろうといったところで、御理解のほど願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、日程第8、議案第41号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時17分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第9. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年6月12日提出。吉賀町長、岩本一巳。

内容につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より、詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

定例会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましても、先般6月5日の全員協議会で説明をさせていただきましたとおり、介護保険料につきましては、町条例の規定によりまして、7万3,200円を基準額として、9つの段階で賦課をされております。このうち、第1段階につきましては、条例第2条第2項の規定によりまして、平成30年度から公費の投入によりまして、本来の基準額0.5から0.45を乗じた3万2,900円を賦課し、低所得者の負担軽減を図っております。

ことしの10月の消費税率の10%への引き上げに伴いまして、平成31年の政令118号によりまして、公費の投入拡大による第1段階から第3段階の低所得者の保険料負担軽減措置がとられるため、今回の条例改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、全員協議会で説明させていただきましたとおりでございまして、平成31年度、32年度の保険料を第1段階につきましては3万2,900円を、こちらを2万

7,400円に、第2段階につきましては、現行が5万4,900円、こちらを4万5,700円に、それから第3段階につきましては、金額同じく5万4,900円、こちらを5万3,000円にそれぞれ減額をするという内容となっております。

こちらの施行時期につきましては、本年の4月1日からを予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、説明をいただきましたが、第2条第2項中、32年度、31年度にということになりますと、32年度は関係はないということ、読み取ってよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。今回の改正措置につきましては、事業計画中の31年度、32年度双方ということになりますので、両方の保険料について公費投入による軽減措置が図られるということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私の認識は、31年度は年度途中から行うもので、軽減の半分を年間分で支払って、軽減をする。そして、その翌年は当たり前に、例えば第1段階で言えば、現在保険料基準額に対する割合が、先ほど説明ありましたように0.45です。これを0.3にする。これが来年度そのようにする。今回は、その中間ところをするというふうに私は理解をしていたんですが、ちょっと先ほどの説明から、ちょっと正確になっていないように感じますので、もう一度、整理をして説明願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。本年4月1日からの施行ということになりますので、31年度の賦課期日からの施行ということになりますので、軽減部分、公費投入による保険料の軽減については、31年度も……。32年度の第1段階の保険料率は、4月1日から0.375、それから第2段階についても、31年度4月1日から0.625、それから第3段階につきましては、4月1日から0.725に変更させていただくという内容となっておりますので、31年度分、32年度分について、両方こちらの保険料率を適用させていただくという改正内容となっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） もう一度、確認させてください。第2条の第2項というのは、要は軽減する場合のことを言うているわけですけども、そこで32年度、31年度に書きかえる

わけでしょう。ということは、32年度はこの中に入らないというふうに私は受け止めるんですが、先ほどから説明が、32年度の例えば第1段階で言えば標準保険料率に対する割合が0.375になるという説明ですけども、そうではなくて、翌年度、来年度は、割合が第1段階の場合は0.45が0.375になって、そして0.3になるというのは中身ではないかと思しますので、それで、31年度も32年度も0.375でやるなんて言ったら、それは国が言っていることと大分違ってくるのではないかと。国が言っていることを、ほぼ右にならえ式にやっている当町の感覚からすれば、ちょっと不正確じゃないかと。正確にならなければ、また後日でいいですから、この質問については。整理をして、なおかつ今年度はこのようになる、来年度はこうなるというものを持って、説明をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 藤升議員の質問については、今言われたように、会期中にもうちょっと精査して担当課の課長のほうから答えていただきます。

ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 全協の説明資料の第1段階部分で、保険料率が0.45から0.375で、第1段階と第2段階の軽減率について前回お尋ねしたんですけど、第1段階の軽減率が低いのでどうしてかと聞くと、生活保護者がたくさんおってなので、生保には免除制度があるので、余りいらぬということ、ただ、生保以外の方には当然該当するわけですので、その辺の軽減率が低いのは、生保以外の所得が低い方へのちょっと率が低いんじゃないかと思うんですが、そこら辺の、どういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。前回、全協のときの答弁がちょっと不十分だった部分がございます、第1段階については、平成30年度のときに先行して、本来0.5である部分が0.45に先行して減額がされておられまして、今回改めて政令第118号によりまして、この部分が第3段階まで拡大がされてくるというようなところで、既に第1段階につきましては先んじて軽減が実施されておったというようなところから、このような差が生じてまいったのではないかというふうに考えております。

第1段階の該当につきましては、大半の方が生活保護受給者ということで、生活扶助の中から保険料については給付がされるということで、実質的な負担というふうなところは生じてこないんですけども、それ以外の対象者の方については、たしか高齢福祉年金受給者、いわゆる国民年金制度等々がない、以前の方々を対象、その方々が第1段階に該当される方ということになってくるんですが、実質かなりの御高齢の方ということになってくると思いますので、実際に第1段階でこういった方々が今、町内におられるかという、私のちょっと記憶の中では恐らくおられないのではないかなというふうに考えておるところでございますので、ほぼ第1段階につい

ては生活保護受給者の方が占めておられるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案第42号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第10、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町道路条例（平成24年吉賀町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年6月12日提出。吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

まず、この条例でございますけれども、道路法の規定に基づきまして、町道の新設や改築における構造の一般的、技術的基準及び同法の道路標識等の設置の既定に基づき、道路標識等の寸法を定め、もって交通の安全と円滑を図るための基準を定めたものでございます。

一部改正につきましては、道路構造令の一部を改正する政令が出されておりました、これに伴いまして当該町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料の7ページをごらんをいただきたいと思っております。

表を見ていただきますと、左側に原行、右側に改正案を載せさせていただいておるところでございます。

第2条定義でございますけれども、現行28号からなっております、ここに新しく第15号といたしまして、自転車通行帯についての定義を加えておるために、号がずれることに伴いましての改定、改めるものでございます。

それから、以下現行第20号計画交通量も同様に、号がずれることに伴いまして改めるもの
でございます。

また、この規定は平成31年4月25日より適用をさせていただきたいということにするもの
でございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許し
ます。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 濟いません。自転車通行帯ということの、ちょっと理解できない
んですけど、どういうふうな、ちょっと詳しく説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 申しわけございません。今、詳しい資料、私のほうに手元にご
ざいませぬ。調べさせていただきまして、回答させていただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ここの改正後に、こういうふうな自転車通行帯のという文言を入
れるということは、今後の町道を新設にしても改良にしても、こういう自転車通行帯というこ
とを考えた構造にするということになるんですか。どうですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。通行帯を設ける場合には、この
ような基準に従って設置をするというふうな方向で御理解をいただきたいと思ひます。ですから、
これができたからといって、全て通行帯を設けるというものではございません。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、本議案については、先ほどの8番議員の質疑については、会
期中にまた回答していただきます。

質疑がないようですので、日程第10、議案第43号吉賀町道路条例の一部を改正する条例に
つひての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第44号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会
計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第44号平成31年度吉賀町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,375万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年6月12日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳出でございます。款10諸支出金項1償還金及び還付加算金50万5,000円に83万6,000円を追加いたしまして、134万1,000円。

款11予備費項1予備費500万円から83万6,000円を減額いたしまして、416万4,000円。

これに伴います歳出の合計でございます。6億4,375万3,000円。補正額ゼロで同額でございます。

3ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、ここにありますように還付金の額が確定をしたということによりまして、この財源を予備費から充当するというものでございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金でございます。目3償還金2,000円に対しまして、83万6,000円を追加し、83万8,000円。節につきましては23で、償還金利子及び割引料で、県支出還付金ということで83万6,000円でございます。

11款予備費1項予備費目1予備費500万円から83万6,000円を減額いたしまして416万4,000円になるものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本議案については詳細説明はいたしません。

したがって、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第11、議案第44号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第45号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第45号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億424万円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年6月12日提出。吉賀町長、岩本一巳。

1ページ第1表の歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款1保険料項1介護保険料1億7,714万8,000円から742万9,000円を減額いたしまして、1億6,971万9,000円。款3国庫支出金項1国庫補助金1億2,335万9,000円に4万5,000円を追加いたしまして、1億2,340万4,000円。款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億7,555万7,000円に4万9,000円を追加いたしまして、2億7,560万6,000円。款5県支出金項3県補助金856万8,000円に2万2,000円を追加いたしまして、859万円。款7繰入金項1他会計繰入金1億8,745万8,000円に1,601万9,000円を追加いたしまして2億347万7,000円でございます。

これに伴います歳入合計10億9,553万4,000円に870万6,000円を追加し、11億424万円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費項1総務管理費3,996万6,000円に、856万7,000円を追加いたしまして4,853万3,000円。款5地域支援事業費項1一般介護予防事業費1,283万5,000円に、8万3,000円を追加いたしまして1,301万8,000円。款7予備費項1予備費100万円から4万4,000円減額いたしまして95万6,000円。

これに伴います歳出合計10億9,553万4,000円に870万6,000円追加いたしまして、11億424万円になるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第45号の詳細説明をさせていただきます。予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

歳出についてでございます。まず、総務費、総務管理費、一般管理費についてでございますが、こちらにつきましては4月1日の人事異動によりまして、介護保険従事します職員が変更により

ます部分の補正でございます。

それから、続きまして中段の款5項2目2の介護予防普及啓発事業費でございます。18万3,000円ということで、こちらにつきましては、現在町内で百歳体操をそれぞれ住民グループの方々中心に実施をさせていただいておるところでございます。3月末時点で28グループがやられて、取り組まれておりますけれども、実際そのグループのほうで使っていただく百歳体操用のおもりが不足してきたというようなところがございまして、この部分について100人分ほど新たに購入をさせていただき、活用していただきたいというようなものでございます。

それから、7ページ下にあります予備費の4万4,000円の減額につきましては、百歳体操分の不足する財源ということで、こちらを減額させていただきまして対応させていただくものでございます。

それから、5ページの歳入のほうの説明をさせていただきたいと思います。先ほど、全員協議会等先ほど説明をさせていただきました。まず、款1項1目1の第1号被保険者の介護保険料でございます。公費投入によります保険料の減額でございますが、こちらの部分が今年度742万9,000円あるということで、こちらのほうの減額分、マイナス補正をさせていただいておるところでございます。

それから、款3項2目2の国庫支出金の地域支援事業交付金、こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたおもりの購入費18万3,000円に対しましての国の負担分の0.25を法定負担割合を掛けたものということで、歳入を計上させていただいております。

以降、款の4から款の7の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金の部分につきまして、それぞれ支払基金、県それと町の法定負担割合を乗じたものをそれぞれ財源ということで上げさせていただいておるものでございます。

5ページ一番下のところの職員給与費等繰入金につきましては、先ほどの総務費の職員異動に伴う部分の繰入金でございます。

それから、6ページに移っていただきまして、こちらにつきましては、先ほど第1号被保険者保険料の742万9,000円を軽減させていただいた部分の一般会計からの繰入金ということで742万9,000円を計上させていただいておる内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は保留をしておきます。日程第12、議案第45号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留

をして次に行きます。

日程第13. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）でございます。平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,054万円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第4表債務負担行為による。地方債の補正第3条。地方債の補正は、第5表地方債補正による。令和元年6月12日提出。吉賀町長、岩本一巳。

まず、1ページは第1表の歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。款10地方交付税項1地方交付税31億4,950万4,000円に2,579万7,000円を追加いたしまして、31億7,530万1,000円。款14国庫支出金項1国庫負担金3億7,024万3,000円から49万6,000円を減額し、3億6,974万7,000円。2、国庫補助金2億8,962万9,000円に750万4,000円を追加し2億9,713万3,000円。款15県支出金項1県負担金2億25万9,000円から24万8,000円を減額し、2億1万1,000円。2、県補助金2億6,089万1,000円に184万7,000円を追加し2億6,266万6,000円。3、委託金4,637万3,000円に8万円を追加し4,645万3,000円。款18繰入金項2基金繰入金6億169万9,000円に5,010万円を追加し、6億5,179万9,000円。款20諸収入項5雑入2,028万6,000円に230万円を追加し2,258万6,000円。款21町債項1町債12億7,917万3,000円に440万円を追加いたしまして12億8,357万3,000円でございます。

これに伴います歳入の合計71億6,925万6,000円に9,128万4,000円を追加いたしまして、72億6,054万円でございます。

2ページは歳出でございます。款2総務費項1総務管理費8億6,771万1,000円から117万円を減額いたしまして、8億6,654万1,000円に、徴税費6,866万1,000円から298万8,000円を減額し、6,567万3,000円。款3民生費項1社会

福祉費12億8,988万1,000円に1,592万6,000円を追加し、13億580万7,000円。2、児童福祉費5億2,292万7,000円に7万6,000円を追加いたしまして5億2,300万3,000円。款4衛生費項1保健衛生費3億5,020万8,000円に44万6,000円を追加いたしまして、3億5,065万4,000円。2、清掃費2億4,353万8,000円に5,010万円を追加いたしまして2億9,363万8,000円。款6農林水産業費項1農業費4億7,667万8,000円に345万8,000円を追加いたしまして、4億8,013万6,000円。2、林業費8,318万9,000円に932万7,000円を追加いたしまして9,251万6,000円。款7商工費項1商工費1億2,515万3,000円に994万9,000円を追加いたしまして、1億3,510万2,000円でございます。款8土木費項1土木管理費2億2,078万2,000円に26万円を追加し2億2,104万2,000円。道路橋梁費3億1,075万1,000円から11万6,000円を減額いたしまして3億1,063万5,000円。款10教育費項1教育総務費2億4,349万9,000円に417万8,000円を追加いたしまして、2億4,767万7,000円。2、小学校費7,661万9,000円に162万円を追加いたしまして7,823万9,000円。3、中学校費2億2,376万円に8万1,000円を追加し2億2,384万1,000円。4、社会教育費2億6,722万円に13万7,000円を追加いたしまして2億6,735万7,000円でございます。

これに伴います歳出の合計71億6,925万6,000円に9,128万4,000円を追加いたしまして72億6,054万円になるものでございます。

3ページは第4表債務負担行為でございます。事項はアンテナショップ運転資金利子補給金でございます。期間は、令和2年度から令和4年度まで。限度額は、借入実行より3年以内の利子の額でございます。

4ページは第5表地方債補正でございます。起債の目的1、合併特例事業債、補正前の限度額3,160万円を3,600万円にするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前、補正後変更ございませんのでお読み取りをいただきたいと思ます。

5ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

予算書につきましては、おめくりいただきまして、まず20ページから始めたいと思ます。

20ページにございますのは、給与費明細書でございます。今回、人件費に幾らか異動をかけ

ておりますけれども、主な理由といたしましては、本年4月1日の人事異動に係るものというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

20ページ中ほどから下に一般職（1）総括。職員数の比較の欄を見ていただきますと、1名の減というところがあるかと思えます。これにつきましては、会計間異動ということでございます。それから、その下の、20ページの一番下ですけれども、職員手当の内訳、比較の欄、それぞれ数字を計上いたしておりますけれども、その内訳、理由につきましては21ページの上段部分にそれぞれ記載をしておりますので、見ていただければと思います。先ほど申し上げたとおり、4月1日の人事異動あるいは新規採用、そうしたものに関して調整をしているというところがございます。

それでは、予算書は戻っていただきまして、10ページです。まず、歳出のところから説明してまいります。

10ページ、総務費、総務管理費、1、一般管理費、002、一般事務事業費、ここで消耗品8万7,000円の減額をしております。これにつきましては、本年3月の定例会、当初予算を審議いただきましたときに特別職の期末手当、それから共済負担金について数字誤りがございました。その際に、議会の皆様方のお許しをいただきまして、いったん消耗品のほうで数字を調整させていただいたというところがございます。今回、その部分について減額をするというところですね。これについては、後ほど教育費のところでもこの部分が出てまいります。

それから、下がっていただきまして、11、企画総務費、002、企画総務費、一般コミュニティ助成事業補助金230万円です。内容につきましては、上高尻自治会からこの助成制度の申請が出ておりまして、この事業について採択があったということでございます。宝くじの収益金を財源とする事業ということでございます。この部分につきましては、同額がまた歳入のところでも出てまいります。

それから、13、定住推進費です。002、定住推進費、わくわく島根生活実現支援事業費補助金です。これにつきましては、県のほうで本年4月から新たにつくられた定住関連のメニューでございます。関東圏から島根県に移住をする。そして、働くというふうな方に対して補助金を支出するというものです。県のほうが4分の1、それで町のほうが4分の1。県は、いわゆる県として地方創生推進交付金を財源としますので、国が2分の1というふうな財源構成での事業ということになっております。この200万円につきましては、これは100万円が上限となっておりますので、2世帯分ということでございます。

それでは、予算書をおめくりいただきまして11ページです。中段から下です。民生費、社会福祉費、1、社会福祉総務費、一番下のところに009、プレミアム付商品券事業費611万2,000円の予算計上がしてございます。内訳につきましては、その次のページにわたって記

載をさせていただいているところです。消費税の引き上げが予定されているというところから、いわゆる非課税世帯、それから子育て世帯、そうした方々への商品券の提供という、そうした事業に係るこの部分につきましては、その準備に係る経費をまずは予算を計上いたしたところです。いわゆるプレミアム部分の予算、そうしたものについてはまた次の議会のところで、また予算のほうは計上させていただきたいというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、今回、予算計上いたしましたのは、この事業に係る準備をする必要がございますので、それに係る経費でございます。

12ページの上のところを見ていただきますと、主な内容といたしましては、システムの改修が必要となってまいりますので、そちらの経費を予算計上いたしております。

それから、その下に行きます。3、高齢者福祉施設費、まず002、老人福祉センター管理費でございます。これは、施設ははとの湯荘でございます。まず、修繕料が60万円の計上です。内容的には、はとの湯荘の前の駐車スペースがございますけれども、そちらに白線を引くというところ、それから施設の修繕が1カ所必要となりました。蒸気ボイラーの配管について修理が必要というところが出てまいりましたので、こうした内容での予算計上をいたしております。

それから、その下の手数料です。これにつきましては、温泉水の水質検査が必要となってまいりますので、その検査料について予算計上をいたしております。

それから、その下、保健福祉課と書いてありますその下、004、デイサービスセンター管理費、修繕料で14万1,000円の予算計上です。これは、柿木デイサービスセンター、施設はそこでございます。内容的には温泉ポンプ、これが設置してから長期にわたっておりまして、今ちょっと故障をしているという状況がございますので、これの修繕であります。社会福祉協議会さんからも、この修繕の要望が急遽出てまいりまして、これに対応するというものでございます。

それから、次の4障がい者福祉費、005自立支援給付事業費です。これにつきましては、システム改修委託料ということで、消費税が改定される予定であること、それから障がい者通所サービス無償化が予定されているというようなことから、それに関連するシステムの改修を行うというものでございます。

それでは、予算書をまためくっていただければと思います。13ページの下段です。衛生費、清掃費、1清掃総務費、002清掃総務費、廃棄物処理費助成金1,000万円の予算計上でございます。下七日市大規模建物火災、これについては、これまでも報告をさせていただいております。そこで報告をさせていただきました助成金に関する予算でございます。なかなか廃棄物、今もなお、まだ処分といたしますか、処理といたしますか、されているところもあるかと思っております。なかなかこれを予算計上するのが難しいところはございますけれども、上限を100万円といたしております。さらに対象となった世帯が、恐らく10世帯。恐らくというのは、家を借りてお

られる方、それから家の所有者が異なるケースもありますので、そういうところから10軒分というところで予算計上させていただいております。

それから次のページにまいります。同じ002清掃総務費でございます。まず、業務運営関係委託料4,000万円の予算計上です。これにつきましては、今、現地の近くに一般廃棄物の仮置き場を設置させていただいております。その、この廃棄物の処理にかかる経費でございます。これにつきましても、なかなか数字を細かく積み上げてくるということが難しいというところがございますが、あの土地に関しましては、民地を一時的に提供しているということもございますので、早くお返しするというか、そうしたこともございます。

先ほども言いましたとおり、なかなかこれを見積もるというのも難しいところがございます。今、手元にある、本当に少ないデータなんですけれども、少ないデータからおおよその金額を算定させていただいたというところで、あそこの仮置き場の処分経費として4,000万円でございます。今申し上げたとおり、仮置き場については民有地でございますので、その不動産、土地の賃借料として10万円を予算計上いたしました。これについては、仮置き場は今、2カ所設置してございますので、2カ所分というところでお読み取りをいただければと思います。

それから14ページ、下に下がっていただきまして、農林水産業費、農業費、3農業振興費です。002農業振興総務費です。上から消耗品費、それから修繕料、それから不動産賃借料、それから二つ飛ばしまして、アンテナショップ運営事業支援利子補給金、今申し上げた4つの項目につきましては、5日の全員協議会で説明をさせていただいた内容がここに載っているというところで見ただけであればと思います。繰り返しになるかもしれませんが、上の消耗品につきましては、イベント用の印刷物にかかる経費、それから修繕料につきましては、アンテナショップの看板をリニューアルさせるもの。それから不動産賃借料については、文字どおり土地の賃借料、それからアンテナショップ運営事業支援利子補給金、これは文字どおりこうした予算を計上いたしておるところであります。

それからちょっと二つ飛ばしました、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金でございます。これにつきましては、当初予算でことし実施されるであろうというところを予算計上いたしておりました。後に、実際に事業をされる方々の事業の拡大、あるいは縮小、そうしたものがあ程度固まってまいりましたので、そこで数字の整理をさせていただいたというところがございます。

それからその下、農業用ハウス等リース支援事業費補助金でございます。これにつきましては、参考資料も同時にごらんいただければと思います。参考資料8ページです。8ページのほうに、農業用ハウス等リース支援事業ということで、その事業の仕組み、お金の流れといいますか、そうしたものを図式化したものを載せておりますので、お読み取りをいただければと思います。大

大きく申し上げますと、町が3分の1を助成する。それから県が3分の1を助成する。残りの3分の1は御本人が負担をするという、こういうことになっておるところです。それで、申しわけありません、予算書の14ページに戻っていただきますと、ここで569万2,000円の予算計上がしてございます。町が負担する部分、それから県が負担し、町を通して本人へ、これは本人へというか、参考資料を見ていただきますと、リース会社さんのほうに行くという、こういうつくりになっておりますけれども、町の方、それから町が負担、失礼しました。町が負担する部分、それから県が負担する部分、この二つを合わせて569万2,000円の予算計上というところで見えていただければと思います。

それでは、またおめくりいただきまして、15ページです。15ページの一番上です。業務運営関係委託料266万7,000円、これにつきましては、先ほどアンテナショップのところの説明をいたしました、全員協議会でもお示しをした数字でございます。内容的には、地域おこし協力隊員の業務委託料、これを計上いたしておるところです。

それでは、またおめくりいただきまして、今度は予算書16ページです。農林水産業費、林業費、003鳥獣被害対策費です。損害保険料で1万4,000円、機械器具費で20万9,000円の予算計上です。これにつきましては、当初予算のところ、ドローンを1台購入するというところで計上いたしておりましたが、その後、購入予定であった機種については、いわゆる生産廃止という、要は新しい機種が発売をされたということになりました。さらに加えて、機能が付加されたというか、さらに実際の機能で申し上げますと、赤外線カメラが標準装備されるという、こういうふうな更新がかかったようでございます。そうしたところから、不足部分の予算を計上しておるところで見えていただければというふうに思います。

それでは、その下です。商工費、商工費、2観光費、003観光施設管理費です。まず修繕料として334万4,000円の予算計上がしてございます。内容的には、2カ所の施設が含まれております。一つが正国公園のベンチ、これの修繕料。もう一つが、ゆ・ら・らの非常灯バッテリーの取りかえ。それから同じくゆ・ら・らですけれども井戸水のポンプ交換。それから食洗器の修繕。そうしたものが必要となってまいりましたので、予算を計上いたしております。

それからその下の手数料です。これにつきましては、消費税が変更になる。そして軽減税率が導入される予定であるというようなところから、ソフトの変更をかける必要があるというところでの手数料を計上いたしております。

それからその下の作業委託料です。これは、施設で申し上げますと、高尻リバーサイドログハウス村、それからゴギの郷、この二つの施設について、消防設備の点検の必要がございますので、その点検の委託料というものでございます。

それからその下の設計委託料、さらにその下の改修工事費です。この二つにつきましては、施

設でいいますと、むいかいち温泉ゆ・ら・らでございます。内容的には、男性用、女性用露天風呂がございますけれども、その露天風呂の外周に、今、柵が設置してあります。この柵につきまして、非常に老朽化というか、痛みが激しいという状況が、今見て取れるようになりました。実際の利用者の方にとっても、防犯の観点からも、いろいろな意味で早急な対応が必要だろうということから設計委託料、それから改修工事費として、それぞれ予算計上いたしましたものでございます。

それからその下です。機械器具費で、63万6,000円です。これについては、施設で申し上げますと、なつめの里の冷蔵庫、これが故障というよりも壊れてしましまして、1台を買いかえたいということ。それからもう一つ施設がございまして、コウヤマキギャラリーのエアコン、これも故障といたしますか、これも取りかえるという必要がありますので、この二つの施設について、器具を購入したいというものでございます。

それからその下、3都市農村交流費、002都市交流推進事業費です。業務運営関係委託料で60万円の予算計上です。これにつきましては、都市圏の大学生と、この吉賀町の中学生、あるいは高校生、あるいは小学生、あるいは地域の方々との交流事業、これはここ数年、継続して行っているものでございますけれども、さらにここを幾らか事業展開の拡大させるというようなことがありますので、その部分を予算計上したというところでございます。

それからその下の003交流施設管理費、作業委託料29万1,000円です。内容につきましては、道の駅むいかいち温泉でありまして、県道から道の駅に入る、若干の直線といたしますか、新宮神社からおりて、そのままゆ・ら・らの方向に行く直線、進入路、あちらの進入路を思い浮かべていただければと思いますけれども、あそこの片方ですけれども、非常に樹木が今伸びて、そこを利用される方が車で通行するというようなときには、当たるような状況が今、見て取れるかと思えます。その部分について、樹木の伐採をしたいというものでございます。そうした内容の委託料での予算計上です。

それでは、飛んでいただきまして、18ページです。中ほどの教育費、教育総務費、2事務局費です。まず002事務局総務費、消耗品費で、3万7,000円の減額でございます。これは歳出の最初で申し上げました特別職の期末手当、それから共済組合負担金、これを3月の定例会において調整させていただいた部分を、要は戻すというところでの減額でございます。

それから、その下の003事務局施設費で、通信運搬費4万6,000円、これにつきましては、施設は旧蔵木中学校でございまして、ここに、これは消防署からの指摘がございまして、体育館へ通信機器の設置をしておくべきであろうというふうな指導といたしますか、指摘がございましたので、それに対応するというものでございます。

それから、その下の007特別支援教育事業費です。特別支援学級活動補助金5万9,000円

ほど増額でございます。当初予算でも予算計上いたしましたけれども、実際に学校が始まりました、対象となる児童、あるいは生徒、そして学級数、そうしたものが確定をして、結果的に増額の必要が生じたという、こういうところでございます。

それから18ページの下です。小学校費、1小学校管理費、004小学校施設整備事業費、補修工事費162万円の予算計上です。内容について申し上げますと、六日市小学校でございます。暖房用の灯油タンク、これが六日市小学校におきましては地下貯蔵タンクという形で設置をされております。これの設置につきましては、昭和53年に設置をしたものでありまして、今の基準でいくと、それに適合しないという状況が発生していました。これも消防からの指摘ということがあるんですけれども、実際の工事内容ですけれども、その地下タンクの内面を強化プラスチックでコーティングするという、こういうことを施さなければならないという、この必要性が生じてまいりましたので、急遽、予算計上をいたしたというところでございます。

それでは、まためくっていただきまして、19ページです。中ほどの表ですけれども、教育費、中学校費、2中学校教育振興費、023しまねのふるまい体験活動推進事業費です。これにつきましては、県事業でございますけれども、柿木中学校から申請が上がってまいりましたので、これに対応すべく、予算を計上したというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、また予算書に戻っていただきまして、歳入でございます。7ページです。7ページ、地方交付税、1地方交付税、普通交付税2,579万7,000円でございます。財源の調整をここでさせていただいたというところでお読み取りをいただければと思います。

その下の国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金、それから一つ飛ばしまして、県支出金、県負担金、失礼しました。7ページの一番下でございますけれども、県支出金、県負担金、1民生費県負担金、それぞれ介護保険にかかるものでありますけれども、今回の補正、あるいは当初予算との調整というところで予算の計上をしておるというところでございます。

一つ飛ばしたところであります、7ページの国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、地方創生推進交付金60万円の予算計上。これは先ほど歳出で申し上げました大学生との交流事業、幾らか増額をさせていただいておりますけれども、その財源となるというものでございます。

その下の2民生費国庫補助金、プレミアム付商品券事業補助金、これにつきましては歳出で御説明したところの財源となるもの、それから障がい者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金112万4,000円。これも歳出のところ、システム改修を主とするものでございますが、その財源となるものでございます。

ではまためくっていただきまして、8ページです。8ページの上、県支出金、県補助金、1総

務費県補助金です。まずわくわく島根生活実現支援事業費補助金150万円です。これは先ほど歳出で説明をさせていただきました、関東圏から島根県といいますか、吉賀町といいますか、こちらのほうに移住をし、あるいは就業をする、そうした方々に補助金を出すという、このメニューでございまして、県の補助金部分を予算計上いたしております。

それから、その下の5農林水産業費県補助金です。まず新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金249万9,000円の減額。これにつきましては、先ほどの歳出に連動する形で、幾らか事業費が減額をいたしましたので、その分、この部分も減額をさせていただいているというところです。

その下の、中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業費補助金284万6,000円です。表現が変わっておるんですけども、これは先ほど説明した農業用ハウス等リース支援事業費、リースハウスの財源となる部分で、県の負担する部分というところでお読み取りをいただければと思います。

その下の県支出金、委託金、教育費委託金です。しまねのふるまい体験活動推進事業委託金です。これは教育費で御説明をいたしました柿木中学校から申請が出てきたもの、その財源となるものでございます。

それからその下です。繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金です。財政調整基金繰入金として5,010万円の予算計上です。これについては、今回の火災の対応する経費ということでございます。助成金として予算計上いたしておりましたのが1,000万円、それから一般廃棄物の処分費として4,000万円、それから土地の賃借料として10万円、合計で5,010万円というところでお読み取りをいただければと思います。

それから8ページが一番下です。諸収入、雑入、6総務費雑入です。コミュニティ助成金230万円、これは宝くじの収益金を活用した事業です。上高尻自治会から申請が出た、その財源となるものというところでございます。

予算書9ページに移ります。町債、町債、3合併特例事業債です。観光施設というところで、440万円を計上いたしました。この内容につきましては、先ほど観光施設の管理費のところでお読み取りをいたしました、むいかいち温泉ゆ・ら・らの露天風呂の外周にある防護柵を新たに設置する工事費用440万円を計上いたしたと、こういう内容でお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11ページ、一番下にありますプレミアム付商品券事業費というのが上がっておりまして、今回は準備に係るものということですが、実際にプレミアム付商品券のこの事業がどのような流れと形で行われるものになるのか、その点、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。消費税10%に絡む部分について、低所得者、それからゼロ歳児から2歳児までの子育て世帯を対象に、プレミアム付商品券の販売をさせていただきまして、それを購入していただいた方が登録をしていただいた事業者で買い物等に活用していただくというところが大まかなところでございます。

今回、システム改修等々、対応させていただきまして、対象者の把握、抽出作業等をやらせていただくということを考えてございます。その後に、商品券等々の販売に対応していただく業者の選定作業に移りまして、整った後に、時期的なところからすれば10月の消費税の引き上げにあわせて対象者への周知、それから商品券の購入、それから実際の販売といったところを来年の3月末までのところで行っていただく計画としております。

まだ詳細を全て詰めさせていただいたわけではございませんが、今、原課においては、やはり個人情報等々も絡んでくるというところがありますので、対象者の抽出、それから御案内、それから販売等といえますか換金、換金じゃありません、済いません。購入については、基本的には直営という形で、役場のほうで行おうという考えで今、準備を進めておるところでございます。

その後の商品券の換金作業の部分については、こちらについては、やはり商店さんいろいろと素早い換金というところが必要となってくるのではないかと思いますので、その部分についてはまた金融機関等々、一応、御協力のほうをお願いできないかといったようなところで、今進めさせていただいておるところでございまして、いずれにいたしましても、今後、プレミアム部分の予算等々で、また議会のほうに上程させていただくことになろうかと思っておりますので、その際には詳細が明らかになってまいりますので、そのときに改めて説明会のほうをやらせていただきたいというふうに考えております。

そういったところで、大変、まだ荒い状況でございますが、現状について報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。今、御説明がありましたように、個人情報にかかわるものということで、特に対象者が非常に限られた方である。低所得者であるということを、商品券を使うときに知られてしまう。こういうことに対して、やっぱり余り知られた

くないと思っている低所得者の方も現実にはおられるのではないかというふうに推測をします。

そういうことに対応する方法ということについて考えなければいけないと思いますが、前回、消費税を上げたときには、交付金という形で、確か、記憶で申しわけないんですけども、誰がどうかということ特定される恐れというのはなかったというふうに思います。ある意味、国のほうもそういう人に、そういうというか、低所得でその情報を知られたくないという人に対して配慮してもらうように、やっぱり言うていく必要もあると思いますが、そういう点について、どのような姿勢を持っているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 実施に当たっては、いろいろ対応いたします市町村を対象とした意見交換会等々が開催されておりますので、ほかの自治体等々からもそういった御意見等々が出ている状況ではございますけど、まだ国のほうから具体的にこうしたというようなところは示されていないというようなところが実情ではないかなというふうに思っております。

町といたしましては、今回、子育て世帯と、あと低所得者の方、一応二世帯が対象となってくるわけなんですけれども、商品券については同一のものをデザインという形でさせていただいて、それを使うことによってその方が低所得者なのか、子育て世帯なのかといったところはわからない形に対応させていただこうということで、今、計画を進めておるところでございます。

それとあと、実際、その商品券につきましては、御家庭内どなたが使っていただいても結構だと、子育て世帯であっても同一世帯であれば、確かおじいさん、おばあさんが使っていただいても結構だというような形の周知を図っていこうというふうに考えておりますので、実際、そういった部分で使われる方がどういった世帯に該当する方なのかというようなところはわからないような形の配慮、そういったところを検討していきながら、そういった個人情報が漏れることがないような形でしていきたいというふうに思っております。

それと対象となる事業者については、基本的に国がやる事業でございますので、町内の商店限定ということにはならないというふうに考えておりますので、やっぱり町内であれば、そういった個人的な情報というものも漏れやすいという部分があるかと思うんですが、町外でも活用が可能ということでございますので、そういった部分で一定の歯どめといいますか、そういった部分にはつながってくるのではないかなというふうには、原課のほうでは考えています。

いずれにしても、プライバシーの配慮という部分については、最大限配慮をしてみたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 14ページの002の、がんばる地域補助金と農業ハウスについてですが、この比較ですね、がんばる地域のほうは多分、生産者が2分の1負担と思います。

リースに関しては3分の1負担ということで、かなり軽減されているところなんですけど、この違いをちょっとお示しいただきたいということと、普通、リースをするということは、いろいろ契約の形態があると思いますけど、1年でも採算が合わないからやめたとか、そういった場合は、この新しいリース事業についてはどういう対応になるかというところをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。御質問のあったがんばる事業につきましては、議員が言われたとおり半分の負担ということでございます。このリース事業につきましては、議会の参考資料のほうを見ていただいたほうがいいと思いますが、いわゆるハウス本体を整備しますが、そのときに消費税を除いた部分、その3分の1を町、3分の1を県が助成をします。残り3分の1と消費税、それからリースになりますんで、保険料とか手数料、その部分がいわゆる借り受けの農家の負担になってこようかというふうに思っております。

リース期間の定め自体はないですが、基本的には8年以上のリースということで、話を進めていくことになろうかと思っております。全体的な金額ですと、この県が今年度から始めた新規の事業です。その目的も、地域の中核的な農家を育成するために、初期投資の軽減ということもございまして、当然、初期投資は少ないですし、全体の負担額もがんばるに比べると少なからうというふうに考えております。

それから、もう1点ございましたね。ハウスを整備、リースというのは、島根県にJ A三井リースという会社がございまして、そちらとこの事業を進めるに当たって、いろいろ話を進めております。当然、リースをするときに、途中でやめたがないような方にリースをするということになろうかと思いますが、実際にはそのリース会社と借り受け農家の契約、これに基づくことになってまいりますので、今の時点で町としてどうこうということは、ちょっと言えない部分がございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のリースの、農業用ハウス等リース支援事業の件が話題になっておりますので、そこでお聞きをいたします。

私どもの運営しております営農組合でも、このJ A三井リースを使わせていただいております。ここの場合、毎年事業経過の報告等も行っているわけですけども、そういうような契約に際しての詳細なものということについて、説明をされるのは、あくまでもJ A三井リースさんが行うということになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。まずこのリース契約の流れなんですけど、まずはその借り受けの農家の方が希望をしますハウスの規模、またはその事業計画、または

経営計画、そういうものを町、県でヒアリングをさせていただきまして、そのヒアリングの中に三井リースさんも入って、その計画が適正なものかどうか、その辺の審査をしていくということになっております。実際に補助金につきましては、J A三井リースさんと受け入れ農家の方が一緒に補助金の申請をされるという運びになっております。

冒頭にもありましたが、その事業の報告書、いわゆる毎年何らかの報告をすとか、そういうものについては、これは今、様式等はございませんが、必ずあるというふうに考えております。

(「5番」と呼ぶ者あり)

○議長(安永 友行君) ちょっと待って。

ここで、昼休み休憩をします。午後に質疑をしてください。休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(安永 友行君) それでは、午前中の会議に引き続き、午後の会議を開会します。

議案第46号の一般会計補正予算の質疑の続行中です。これより、質疑を許します。質疑はありますか。5番、中田議員。

○議員(5番 中田 元君) 16ページの委託料なんですが、交流施設の管理費として29万1,000円。先ほど、総務課長の話では、上側の出入り口ですか、あのほうの道の出るほうで車の何か視界が悪いとかってというような説明だったような気がするんですが、午前中意見言おうかと思って、ちょうどストップがかかったんで、前から思いよったんですが、たまたま今、昼食時間で、まあ要らんことなんですが、現場を見に行っただんですが、あそこを施設のほうから車の視界の妨げになると言いますが、施設のほうからは進入禁止になつとるんですよね。県道に出ることはならないようになつとるんですよね。新宮神社のほうに行くところの直進にすれば。入るのは自由ですが、あっち行くのは、進入禁止になっておるんですよ、ゆ・ら・らのほうから県道に出るのは。それが交通の目ざわりになるということになればそうかもしれませんし、今、私も実際あそこに止まってみたんですがとても妨げにはならない。ただ、あるのにすれば、民間の家の角に桃の木かなんか大きなものがある、あの木は実際邪魔になります。それと、今の道路の上に桜の木が5本あります、あの道路に。枝が道路の上に行って、今ごろ大きな車が多いんで、乗用車よりも。その枝を切るのならわかります。ただ、その枝を切るのに29万1,000円はちょっと高いと思います。それで、29万円と言われると、また古い話になりますが、あの彫刻の道のところですね、国道から塔が見えんから桜の木を切れということの前からちょっと言われとったようなことがあると思うんですが、何とひどいことにきれいに根こそぎ皆切ってしまうと、町民から町のほうも多分苦情を聞いておると思いますが、あそこの5本を皆切る気で29万1,000円

なのか、枝を切るだけならとても、30万円というようなお金がかかるような気がしませんが、その辺のところちょっと確認します。よろしく。どういう見積もりかを。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、場所でございますが、新宮神社とゆ・ら・らに入るロータリーとのあそこの十字路のところから、ゆ・ら・らへ向かって入って、両側に桜の木が植えております。その枝打ちの作業を今回予算計上させていただきました。

積算根拠ですが、委託で行おうとしておりまして、その桜を切ったときのを参考にしながら、現在23人役で積算はしております。ただし、議員おっしゃられるように、これ以下ではできるとは思われますので、できるだけ経費をかけないようにするつもりでございます。委託先は現在シルバー人材センターを活用しようと考えております。

それと、彫刻の道の件につきましては、確かにいろんな意見をいただいておりますが、ひとつは桜が病気になっていたこと、ひとつはやはり民地のほうへ出ておりまして、そのときに聞いた話なんです、非常に御迷惑もかかっていたように聞いておりますので、根から切りました。それで、今の、くどいようですが、今回予算計上したものは、全て切るものではなく、例えばキャンピングカーとか例えばバスとかが入る、進入するときに実際当たる現象がありますので、そのために、車の通行を妨げないように枝打ち等行うものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） よくわかりました。彫刻の道のところは、切ってしまってからみんなが気が付いて何をしたんかっていうようなことだったんですが、約30万円で枝を落とすってちょっと高いような気がしましたし、根こそぎまた切ってしまっ、切ったらもうとてもあの木になるって何十年もかかるんで、その辺のことをしっかり検討しながら伐採していただければと思いますので、そのことをよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 2点お伺いします。18ページの教育委員会関係ですが、蔵木中学校の体育館の消防設備の費用ということで計上されておりますが、蔵木中学校の後の活用策について何度も話し合われていると思いますが、その点進捗状況を。どのように活用するのか、公民館とかいうような声もありますが、話し合いの進捗状況をお伺いします。

それと、もう1点、1番下の小学校の施設整備事業ということで、六小の地下埋設の灯油タンクのコーティングというんですが、これは六小だけでしょうか。ほかの小中学校には地下に埋蔵されている灯油タンクはあるんでしょうか、お伺いします。その2点をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） それでは、お答えします。

まず、旧蔵木中学校の施設の跡利用のことについてなんですが、地元と協議をするということでこれまでも御説明させていただいています。それで、まず地元の自治会長会のほうに今年度4月に第1回目の自治会長会がありました。そちらのほうで、自治会長会のほうに投げかけをしているという状態で、まだその先の進展が今ない状態で、自治会長会からの今後どういうふうに進めていくかという回答を待つというような状態になっています。

それから、埋設の燃料タンクのことについてですが、町内の学校では六日市小学校のみとなっています。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 14ページの農業用ハウス等リース支援事業費補助金についてお尋ねします。

資料を見ますと、借受者は当該年度中に新たに就農を予定している者、もしくは営農を開農してから5年以内の者、また知事が別に定める者とありますが、この借受者は町内に居住していなくてはいけないものか、それとも例えば、近隣の市町村に在住していて吉賀町内に土地があって、利用する者でもいいのかということ、借受者についてはお伺いします。

それから、作物については、野菜で水田フル活用ビジョンに位置づけられた作物とありますが、そのほかのものではだめなのか。

それから、あと、施設の下限面積、最低面積が3アールから20アールまでありますが、その辺りについて、露地で20アールというものはどういう意味か、ここの部分はちょっとわからなかったんで、質問いたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

初めに、いわゆる借受者のことですが、これにつきましては、これ県単事業でございまして、ことしから始まったものですが、そのいわゆる吉賀町に住所要件があるかどうか、その辺はうたってございませんので、それについてはちょっと調べさせていただきます。書いたものございませんので、また調べさせて、答えさせていただきます。

それから、作物ですね。作物につきましては、これは県が要綱で定めておりますので、これに書いてあるとおりで、ほかの作物というのは今現在県のほうで考えられておりません。

それから、あと1つ、面積要件の果樹のこの施設と露地というところですね、不明快なお答えをしてもいけませんので、これについてもまた調べてお答えさせていただきます。県のほうに問い合わせをします。すみません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの旧蔵木中学校の通信機器の設置っていう説明があったんですけど、それはどういったものをどういうふうな形で。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 旧蔵木中学校の施設について、当面の利用方法ということで、地元の方が利用できるよということ、学校施設から用途変更の手続きをするに当たって、消防のほうから電話機が体育館にないと、という御指摘をいただきました。当初、あの施設の電話機については、年度入りしましたら廃止する予定にしておりましたが、そういった御指摘があったので、それにかかる電話料等の経費を今回計上させていただきました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 16ページの003の鳥獣被害対策費で機械器具費ということでドローンと言われたですね。ドローンを購入する。ドローンは以前から利用がどんどんできてくるということで、これは鳥獣、要するに上から見えてどこにおるとかそういうのを見るためのドローンかと思うんですが、先ほどの説明では初めに購入する予定の機種が生産中止、それで今度新しい、機種を変えたら赤外線カメラとかそういうのが付いてる。赤外線カメラが付いていたらさらに詳しく見ることができるわけですが。ドローンは何か使用するものによって機種が決まっているらしい、定かじゃないんですが。例えば、鳥獣用なら鳥獣被害対策用、あるいは普通の風水害なんか被害なんかのときを見るのはまたそれ。例えば、山なんかを空撮して、木の森林の下の地形まで写るようなものもある。いろいろあるようですけど、これは今のも鳥獣被害対策用の機種なのか。私の考え、認識が違うのかもわかりませんが、要するに、多目的に使えるのかどうか。例えば、鳥獣、今のイノシシ、熊がどこにおるかというのを見るだけじゃなしに、今の水害とかそういう被害があったときにまたそれも空撮でできるものか。そうしないと、ちょっと限定した使用しかできなかつたらちょっともったいないような気がするんですが、その辺ちょっと詳しくお知らせください。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

今回補正にいたった理由につきましては、総務課長のほうから説明がございましたが、31年度で機体を購入して、赤外線カメラかなり高いものですから、その翌年度で外付けでやろうという計画を立てておりました。その購入予定の機種につきましては、昨年秋の段階で見積もりは取っておりまして、今ドローン自体がどんどん進化しておりますので、実際購入をしようと思ったらもう生産中止ということになっておりまして、新しいものが出ておりました。その新しいもの

も、現在もう赤外線付きで、かなり安く購入できるんで、今回それじゃあ一緒に買ったほうがいいんじゃないかということで、今回の補正予算の計上になったわけですが、今御質問にあったものはこれ、ドローン自体私自体そんなに詳しくないですが、鳥獣対策用だけに使える機種ではありませんで、赤外線カメラが付いておりますんで、動物等おれば体温等で位置も確認当然できます。この商品には、スピーカーとかスポットライト、こういうもんも付いておりますんで、スピーカーについてはあらかじめ音声を登録しておけばそれをスピーカーで流して住民周知をするとか、そのスポットライトについては、いわゆる夜でもある程度のところは視界が見えるようになるというようなことをございますんで、スポットライトを活用して夜間の搜索活動等もできますし、災害等の避難誘導、このアナウンスもスピーカーでできるということで、多目的に使えるもんだというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 多目的に使えれば大変有効かと思うんですが、その操縦する人、あれはどなたがやるんですか。今なんかいろいろ法改正か新たにできるかわかりませんが、あれ誰もかれも使えんと思うんですけど、そういう資格者を雇うのかどうか。雇うならまた金がいるし。それから、また町内の職員の皆さんがなんかこういういろいろ練習して使えるのか、ちょっとそこだけ。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員が言われたとおり、ドローン自体は誰が使ってはいけないという法律はないわけですが、ただ民間の発行する資格というのはございまして、免許じゃなくて資格というのがございまして、この資格につきましては、国土交通省ですか、こちらが認定した民間の講習団体、これが発行したものが、いわゆる資格というものになってくると思います。

実際、それじゃあ、誰がやるかという、今、産業課の中でその資格を持っておるのは鳥獣専門員の1名でございまして、そちらのほうは鳥獣対策のほうを使っていこうというふうに考えておりますが、ほかの業務でも使える用途があると思いますので、今予算では計上ありませんが、資格のほうは職員のほうで取って、やっていきたいというふうに担当課のほうでは考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 14ページの農業振興費、アンテナショップの件についてお伺いいたします。

6月5日の全協で説明受けました。まず、アンテナショップでの売り上げが、あの数字には広島方面で販売されている農産物の数字も入っているのかどうかということと、アンテナショップ

店舗だけではどのぐらい売れていると。それと、まず目的が、理念が書いてあるわけですが、やはり有機農業を核とした加工や流通とあります。現状を考えてみて、やはり有機農業の限らず町内の産物の流通拡大、これもちゃんと位置づけして考えていくべきだと。実際、今、福屋さんですか、いろんなところで店舗で販売されているのですが、逆に400万円の施設、地代といいますが、管理料ということになりますと、経済効果だけうたってはいけないと思うんですが、400万円の利益をあげるといったら幾ら野菜を販売すればそれが出てくるのか。それと、このことが本当に町内の野菜の生産の増産に結びついて、皆さんの野菜生産者の所得の向上につながっていくのか。やはり、いろんな人に応援してもらおうと思いますと、やはり所得の向上がないと応援してもらえないと思います。そのためには、農産物をふやす、いろんな産物をふやす。

そこで、今は集出荷センターへ持って出られていると思うんですが、逆にこれは協力隊がつかれるということになると集出荷されてはどうでしょう。わたし、この前の前のとき、提案ということはないんですが、話したことがあったと思うんですが、集めて歩く、それから買い取りをして歩くとか、いろんな施策をしていいチャンスだと思うんです。生産を伸ばす、所得を伸ばす、そうして町民の生産者に協力してもらおうと。

それと、もうひとつ問題点が、この前もお聞きしたんですが、広島方面と、それから道の駅で販売されるということになると、これは食と農を通してまた道の駅の管理会社のエポックと二重に手間賃といいますが経費がかかってくると。そうすると、商品の手取りといいますが、どんどん少なくなっていくのではないかという気がかりがするのですが。

生産者をふやすのにはやはり手取りがふえるということが一番大事だと思うんです。全量買い取りとか集めて歩くとかいろんな、逆にそういう発想をして、町が食と農へ逆に提案してこういう事業してくださいとか、そういうプランといいますが、もうちょっと時間かけて私は考えていくべきじゃないと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをしていきますが、たくさん言われたんでちょっと抜けたところがありましたら、また御指摘をお願いしたいと思います。

初めに、先般の全員協議会の際の売上高の数値のことをございますね。これにつきましては、いわゆるアンテナショップについては、いわゆる卸売も店舗も全部含めたこれは数値でございます。

それから、まず、有機農産物以外も扱ったらどうかということをございますが、今、廿日市にありますアンテナショップ、基本的には有機にこだわった店だということでお客さんも来ていただいておりますが、全てが全て有機といった具合にはなっておりません。ただ、今現状におきますと、安心して野菜等購入していただける店だというのがひとつのブランドになっておりま

すので、そこはそこで大事にしていかなといけんのじゃないかなというふうに思っております。

それから、柿木の道の駅のことですが、これについては、現状では今のエポックさんが運営を
していられるという話にしておりますが、実際にはどう集めてどう分配していくかということに
つきましては、この6月議会のほうで予算等可決していただきましたら、それからより合理的な
やり方を詰めていこうというふうな考えをしております、そういう話をしておるところでござ
います。

それから、所得向上等ですが。実際、高齢者の農家の方も農地維持も含めて頑張って産品を作
っていただいております。そのこと自体のことは、大小ありますが、当然所得の向上にもつなが
っておると思いますし、吉賀町の産業のほうの地域経済にもいい影響を与えていただいております
というふうに考えておるところです。

それから、収益ですが。どの程度売ったらやっていけるのかということなんですが、これにつ
いてはいろいろな経費を考えていかないといけません、前回の全協の資料にも4ページですが
付けておりますが、基本的にこれでいきますと売上高が7,000万円弱あればどうにかとんと
んになっていくんじゃないかというような試算を企業組合のほうではしておられます。その卸売
と店舗の売上については、その内訳が書いてございますが、そのような予定でやっていかれると
いうことでございます。

それから、集出荷のことがございましたが、協力隊、これを入れて、いわゆる農産物、これの
生産振興を図っていこうということでして、この全協の資料にもお書きしましたが、実際いわゆ
る庭先出荷、そういうものもやっていけないかということを検討していくということもこの協力
隊を入れる目的としておりますので、それについては実際検討をしていきたいというふうに思っ
ております。

何か漏れていたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 少量生産、大根1本とかいろいろあると思うんですが、それがや
はり集出荷センターまで持っていく車もない、持っていく経費も足りないということになると、
やはり集めてもらうのは本当にふえることだと思っております。

それと、これはどこまで行っても吉賀町のアンテナショップですので、吉賀町の産物を売ると。
よその産物はとりあえず遠慮してもらって、町内の産物を売ることから入っていくべきだ
と思っております。販売率伸ばすのに、有機野菜に特化するとどうしてもそりゃあ生産量も足ら
ないし、販売量も足りないと思うんですが、そこをやはり補うために吉賀町のいろんな普通の慣
行栽培とかいろんなものも、町のアンテナショップだったらそれがいいんじゃないかと思うん
です。

それと、急いで今、何が何でもというより、やはりちゃんと計画立てて、しっかりとした計画に基づいて、それに向かっていくというのが生産量、生産者の、本当に生産者のためを思うならもう一度ちゃんと立ち止まって考えてほしいと思うんです。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

もちろん、吉賀町のアンテナショップでございますので、吉賀町でできたものを優先的に売っていくというのは当然だというふうに考えております。ただ、そこでそれじゃあ何もかもが入り混じって売り上げが伸びるかといったら、そのところは一概にそうも言えないところがあると思いますので、吉賀町のものをとにかく売っていききたいというのは気持ちは十分ありますので、今エポックが運営しております、今後企業組合さんが運営するというのを御提案しておるところですが、その商品内容については、見直しをすとは言い切れませんが、話はしていきたいというふうに、どうすべきか話は続けていきたいというふうに思っております。

それから、計画的な取り組みをとということですが、当然そうでした、このアンテナショップに限らず産業課として反省していかないといけない点が、いわゆる今から農業大変厳しいですが、どうしていくのかその辺の政策的な計画づくり、ここが必要なんじゃないかというふうには考えておるところでございます。その辺は検討していきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほどの説明で、売上が7,000万円あれば、とんとんでいけるんだという説明を受けたんですが、それはいわゆる家賃も払っての上ですか。それとも、家賃は除いての話ですか。はっきりしていただけますか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

いわゆる、運営を開始されて3年間は町のほうも支援をさせていただくということを全協でも話をさせていただいておりますが、今言いました7,000万円程度の売り上げがあればという話ですが、これについては町からの支援はなしと、家賃等も自分のところで支払うということで算出した額でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 6月5日の説明資料のほうでお聞きをいたします。

今のアンテナショップ等にかかわるところで3ページですが、この参考となっている表がございます。これまで食と農・かきのきむら企業組合、3,000万円か4,000万円という有機農産物等の売上があがっております。これと今のアンテナショップ等、道の駅を除きますが、そうしますとこれまでの倍以上の取り扱い高になってきます。そうしますと、事務量が相当に拡大

をするというふうにも思いますが、そういうものに対する手立てについて、今企業組合とそういう点での対応について、どのような協議が行われているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

議員の言われるとおり、現在の企業組合さんの売っておるものとエポックさんが売っておるもの、これを合わせて、いわゆる出荷先もふえていくわけございまして、事務量等につきましてはこれはふえていくもんだらうというふうに思っております。ただ、その事務量がふえたことに対して、人件費的などをそれじゃあ町が見ましようとかそういう話は、これはしておりませんで、実際企業組合さんのほうでその辺のやり繰りは考えておられるんだらうというふうに思っております。ただ、エポックが使っておりました簿記システム等ございまして、そちらのほうはそちらを譲っていただいて、事務の軽減等にはつなげていきたいという話はしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 組合が考えるという、それはそうかもしれませんが、量から質への転換という言葉がございしますが、量が急激に変わるとき、中身も変わってくるということをちょっと注意して、今後の協議をお願いをしたいなということで、質問に入りますが、予算書の15ページで今の地域おこし協力隊の業務運営関係委託料266万7,000円上がっております。この地域おこし協力隊の募集については、企業組合のほうで行われるというふうに伺っておりますが、今の賃金並びに社会保険、休暇等の諸条件、こういうものについて役場として企業組合とその条件のあり方について、どういう形で進めていこうというふうに考えているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

今回の協力隊につきましては、実質募集は企業組合さんのほうがやられていきます。ただ、町のほうもいわゆる吉賀町の定住対策にもつながりますので、当然募集につきましては、協力はしてまいります。いざ雇用となりますと、これは企業組合の社員といいますか、そちらの職員になりますので、雇用の条件については企業組合さんの規定があるかどうか知りませんが、そちらのほうの適用になっていくというふうに考えております。ただ、協力隊、これは特別交付税措置がございしますが、その範囲内でやっていただくということをこれ業務委託で出します。ですから、隊員さんには委嘱状をうちが出しますので、いわゆる雇用条件、これは任せっ放しにするんじゃないくて、産業課のほうは当然一緒に入って協議はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） もう一度先ほどの資料のほう3ページのほうで、お聞きをします。

全員協議会での説明で担当者よりアンテナショップの売上が減った理由として生産量が上がらなくなったということで説明がありました。そして、その前のときの全員協議会ときにはIターン者と新規に就農してやっている人もいるということで、お話がございました。これから、企業組合さんと産直協議会との間でいろんな交渉もされるであろうと思いますが、現在企業組合さんの会員が、ちょっとお聞きをしたところでは55人ほどであろうというふうにお聞きをしているわけですが、それに産直協議会さんのほうと会員さんもかなり被っているという中で、少なくとも最近の出荷者の数が180人を超えていたというところではありますが、本当に今の産直協議会の人たちが企業組合さんのやることのほうに乗っかっていけるのかというところで、大変心配もしています。と言いますのは、先ほど7番議員から集荷をしたらという御提案もございました。高齢でなかなか持って出れないというのが要因、作ってはいるんだけど持って出れない、そういうことで。それに対して、エポックのほうは集出荷を検討したが、要はそこに入る手間と収益が折り合わなかったというお話も伺っています。ですから、本当に売り物になるものをどれだけ準備できるかということについて、もう少し詰めた協議が改めて必要じゃないかと一定の量をはなえるために、そういうふうにも感じておりますが。産物を本当に集められるか、その点についてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

集荷量の維持、またはふやす、これは大変重要なことでありますし、それがないと成り立っていかないわけなんです。企業組合さんと産直協議会さんとはいろいろ連携をとって話もこの件につきましても進めさせていただいておりますので、産直協議会の全会員さんになるかどうかはわかりませんが、産直協議会としてこの企業組合さんのやられる事業に参加はしていただけるもんだというふうに思っております。

ただ、まだ詳細なところを詰めていかなければいけないところはかなりありますので、その辺の協議につきましては早々に検討させていただきたいと、一緒に検討させていただきたいというふうを考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） アンテナショップの運営につきまして、数人の議員の方からいろいろ御質問がありました。先ほどの産業課長と重複するかもわかりませんが、改めてということで申し上げたいと思います。

これまで、いろいろ御説明をさせていただきましたように、どうにかバトンタッチできるとい

う可能性を模索しながら、企業組合さんのほうといろいろ協議をさせていただきました。前回の全協の資料4ページにもありますように、どうかこうした形の収支の中で頑張っていかなければいけないと、頑張っていきましょうということで、先般企業組合のほうも総会で全員賛成で御承認をいただいたということでございまして。先ほど、6番議員のほうからも御質問ございました6,800万円相当の収益を上げていかなければならない。その中には当然、収支にありますように、いわゆる家賃、地代の部分が今度は4年目から行政はもう面倒みません。それから、利子補給もうしないということですから、そうした中でいわゆる収支のバランスをとるためには、これだけの売上を出していかなければいけないということで、当然そうした気概を持って、先日の通常総会を開催をされたということは改めて申し上げておきたいと思います。

それから、有機農業に限定をしたというようなお話もございましたが、やはりこれまでのまずはあそこのアンテナショップ自体の歴史はやはり大事にしなければならない。有機の里といいますか、有機農業で多くの消費者の方の心をつかんだわけでございますので、それをいきなり当然なくすということではできませんけど、それをまさにこの全協の資料にもありますように、それを核にして今からアンテナショップのありようを考えていくということで、前回も全協で私のほうから申し上げましたが、コンサルティング会社のほうから御提案のあった、この際吉賀町アンテナショップということで、名前もリニューアルさせていただいて看板もやり替えるということですから、これまでの有機農業を中心とした、核にしたものを幾らか裾野を広げながら、吉賀町の情報発信としてもしっかり使っていきたいということでございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

それから、所得向上の話が先ほど7番議員のほうからもありましたが、まずは今まで産直協議会のほうへ加盟をしておられる数多くの生産者、当然そこには高齢化という問題はあるわけでございますけど、まずは今まで頑張っていた方、今頑張っていておられる協議会の会員の皆さまの所得をまず確保しなければいけない、担保しなければならないというのがまずは大命題でございますので、それをしながらじゃあ新しいアンテナショップをリセットして、今からどうして所得を維持しながら伸ばしていくのかということ、これは行政と企業組合さんのほうとしっかり調整をしていかなければならない部分だろうと思います。

それから、先ほど11番議員のほうから集出荷のお話、これはほかの議員さんのほうからもお話がございましたけど、今回地域おこし協力隊という制度を使って、全協の資料にもありますように、有機農業推進員を配置をするということにさせていただきました。当然これは企業組合さんのほうへ所属をするということになるわけでございますが、ここにありますように、営農指導、それから御提案なりお話がありました庭先の集荷体制、ここも当然考えていく、そのために地域おこし協力隊という制度を使って推進員を設けると、ということでございますので、その点もこ

れはまさに今から、今回関連する補正予算の提案をさせていただきましたので、ここで可決をいただきますと、じゃあ具体的な企業組合さんとの協議、次のステップに移れませんので、我々としてはそうした構想も持ちながら今準備をさせていただいているということでございます。

それから、これは繰り返しということになるかも知れませんが、この前の全員協議会なり質疑の中で申し上げておりますけど、やはり我々が一番大事にしたのは今回そうしてエポックさんがアンテナショップを閉めるという決断をさせていただきましたが、やはりそれ以後のところ、非常に多くの皆さまの、当然地元の方も含めてでございますが、要請書が上がってきたり、それから産直協議会を含めて生産団体の方の連名での要望書、それから1,800人近い廿日市での消費者の方のいわゆるアンテナショップを継続をしていただきたいという声、それから2、3日前だったと思いますが、今度は岩国のほうから10名足らずの人数だったかと思いますが、同じように連名でアンテナショップをぜひ継続をしていただきたいというような声も届けていただきました。我々といたしましては、そうした民意をしっかり受け止めて、反映をさせていくという気持ちで今回のような、企業組合さんとの協議であったり全員協議会の資料であったり予算のお願いをさせていただくということでございますので、そのことは繰り返し申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、町長のお話の中で、有機農業推進員の配置の件なんですけど、今お話伺っている中で感じたんですけど、推進員の方が新たに企業組合に業務委託ということで、推進員のあり方ということ自体がどういうふうに町が思っているのかっていうのがちょっと見えてこないっていうのと、この推進員の方がアンテナショップのほうにかかわってくるのは当然と思うんですけど、例えば具体例ですけどアンテナショップの廿日市までの運送代がかなりかかるから、その運転手さんやってもらうとか、そういうのはかかわってくるか、その辺もしそうなってくると、二重三重のアンテナショップのほうにお金を費やすというような感じになるんですけど。そこら辺と、それから、有機農業っていうのは御存知のように農薬を一切使わないということで、農薬を使わないのであれば鳥獣被害がますます多くなってくるんです。現実に農薬を使っている私どもの地域でもサギの被害があるのでとって産業課の訴えてもほとんど知らん顔で、ある特定地域ばかりにこういう推進員とかそういうのをやるのも行政の公平性っていう観点からもやはり上のほうの訴えに対しても耳を貸してもらわんとやれんと思うんですよね。そこら辺どういうふうに考えてるんですかね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回ののは、当然アンテナショップの管理運営をいかにしていくかという

ことの中で調整をさせていただいております案件でございますので、一義的には今回のアンテナショップの運営をどうするか、企業組合との行政とのかかわりをどうするか、有機農業をどうするか、そうしたお話であるわけでございます。ところが、それをやっぱりやることによって、全町に有機農業のことが広まっていくでしょうし、それから農産物のことにつきましても、有機だけじゃなくて、慣行農法のほうにもその影響というのは好影響が及ぶわけでございますので、そこら辺は決して1つの地域とか1つのものに限定をして物事、行政の施策を考えているわけではないということは御理解をいただきたいと思っております。当然、ほかの地域、ほかの案件で困難事例とか、それから当然検討しなければならないような事案がありましたら、それはそのときに検討なりさせていただくわけでございますので、決してその公平性を欠くとか、そうした中で議論あるいは検討をしておるわけではないということはどうか御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の18ページ教育費の先ほどもありましたが、六日市小学校の地下タンクの件でございますが、先ほどの答弁ではこういう地下タンクを設備しているのは六日市小学校だけだということでした。それで、地下タンクによらない形での灯油の管理についてはどのような検討をされたかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 地下タンクによらない場合の検討ということで、検討したのは地上にタンクを置くということも検討しましたが、地上に新たにタンクを設置する場合はおよそ450万円ぐらい経費が必要だろうというふうに聞いております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 消防法上、1カ所に灯油を今の携行缶等も入れたもので何リットルまで1カ所に貯蔵することができるか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 申しわけありません、私のほうがその辺のところを把握しておりませんので、また後日のところで調べさせていただけたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 14ページの今の農業ハウス等のリースについてちょっとお聞きしますが、これは県の事業ということで、窓口は町ということになると思うんですが、先に認定を、承認を受けてからの補助対象になるということで、県の承認が先に要るということですね。それと、これが借受者の欄になりますと、当該年度中に新たに就農を予定している者と営農を開始してから5年以内の者、そして知事が別に認める者ということになりますと、新規の就農者は対象であるように考えますが、ハウスあるいは今までやってきておられる生産者の方が更新とし

てハウスをやり替えるというときは知事が認めたらできるのかできないのかということと、あとキノコ、椎茸は別に菌床であろうと原木であろうとこだわらないのかどうかを聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

一応要綱のほうは県のほうも作られておられますが、詳細の対象物件でないものはどういうものにするかとその辺につきましては、三井リースさんと今協議中というところで全部決まっていはいないところでございますが、この借受者の範囲のことですが、この県がつくられたこの事業自体がいわゆる自営の新規就農者、これを増大していくんだということのためにこの事業を作られておられますので、このいわゆる新規就農者と言われる者ですが、そちらの方が対象になってまいります。知事が認める者というのは、今県が考えられておられるのは吉賀町でいいですと、農業公社が吉賀町の場合ありますが、農業公社が三井リースさんと連携をして、それで今言った新規就農者に転貸するというような形は農業公社に限っては認めるというようなものでして、対象者が多くなるというようなことじゃありません。今県が考えられているのはそういうことです。ほかにございましたかね。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） それで、引き続き今回具体的な金額が出て来ているのは、ひとつの団体っていうと共同申請ということになりますが、ひとつの団体であるのか、ほかにもまだ申請しているのが何件かあるのか、そのこともお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

今回予算計上させていただいた背景なんですけど、要はがんばる事業がございまして。このがんばる事業のいわゆる新規就農者向けの補助金、こちらかなり県でふえておりまして、がんばる事業自体がかなり要望額が県段階で足りない状況にございまして。ということで、吉賀町への当然配分も減ってきますので、今当初で計上しておりました予定しておられた方にこのリースハウスのほうに変わってみませんかという話をさせていただく中で、一農家の方がこのハウス4棟だと思っておりますが、そちらのリースハウスでやってみたいということで今回この金額を計上させていただきました。

また、来年以降につきましては、県もそんなに大きな予算枠があるわけじゃないと思いますが、また早めに農家の新規就農者の方にはお声かけをして要望等は取っていききたいというふうに思っております。

ただ、ちょっとこの資料にはないですが、ひとつ要件として5年以内に島根県の認証制度がございまして、美味しまね認証というのがございまして。こちらを取るというのがひとつの条件にな

ってまいりますし、基本的にハウスは国庫補助事業を、未採択になるものは国庫補助を最優先で申請するということが条件になってまいりますので、そこの辺だけちょっと付け加えさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） すみません、大事なことを1つ忘れておりました。椎茸でございますが、これは菌床椎茸、菌床椎茸だけをこれは対象にしております。大変すみません。

○議長（安永 友行君） まだあるようですので、ここで休憩して、10分間休憩してその後再開します。10分間休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、議案第46号の一般会計補正予算の質疑を続行します。再開します。

質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの小学校の件で、消防法のことでお聞きをしたんですが、現在あそこで六日市小学校の地下タンクで入れられる容量、何リットルであったかという点についてもう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 申しわけありません。ただいま私が持っている資料に現在の容量がわかりませんので、また後日のところでお答えさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 16ページの003観光施設管理費ですが、正国公園のベンチとゆ・ら・らで3344出とるわけですけど、これの金額の内訳をお願いしたいと思います。

それと、ゆ・ら・らに関しては、健康増進施設なり、ここではほとんどの場合が健康増進施設で出てるわけなんですけど、16ページでは観光施設管理費で出ますし、その下の枝を切るというのはどうかわかりませんが、これもゆ・ら・らなりやくろに関係するところですけど、これは交流施設管理費とありますけど、これそれなりの理由があるんですけど、統一ということはできないのかどうかというのをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 庭田議員の御質問にお答えいたします。

修繕料の内訳ということでございます。主なところで申し上げますと、正国公園のベンチの改

修が135万7,000円。

○議員（10番 庭田 英明君） それだけで結構です。

○企画課長（深川 仁志君） はい。それと、費目について分けている理由でございますが、003観光施設管理費につきましては、この中には今の正国公園などの施設に関するもの及びゆ・ら・らに関するものが計上されております。先ほどの、その下の003交流施設管理費というのは、桜が道の駅に関するものという判断で交流施設管理費のほうへ計上しているという区分でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 交流施設というのは多分そういうことだと思っていたわけですが、ここの今観光施設管理費で正国公園とゆ・ら・らが一緒になって出てますよね、この項目で。ゆ・ら・らはほとんどの場合、健康増進施設で出ておるわけですので、これを切り離して載せるということは考えられなかったのかどうかということをお聞きしておるわけです。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 庭田議員の御質問にお答えいたします。

予算要求の段階で款項目事業1事業2と分けておまして、現在予算書に上がっているレベルが事業1でございますので、事業1の観光施設管理費の中でまたそういう正国公園とかにかかる経費と健康増進施設、そういうふうにかかる経費が一緒になってあがっているというものです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

昨年から、予算の科目の見直しをずっとやってきておまして、幾らかまとめさせていただきました、施設の管理なんかも。それで、今回の観光施設についてもことしの当初予算の段階からそういった形で複合というかいろんな施設がまとまった関係でちょっと固有の名詞がなかなか出てこなくなったということがあろうかと思えますけども、そういうことで当初予算のところからそうなったということで、今回もこういう記述になったということは御理解いただきたいと思えますけども。

先般、議運のところでもその辺のところでもわかりにくくなったということで御提案をいただきましたので、その辺についてはまた今後議会のほうとも協議をさせていただきながら、わかりやすい表記については検討させていただきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、議運できょう朝でもこの間協議したことをお伝えすればと思ったんですけど、時間があれなんで、また朝、朝礼で協議したことはお伝えします。今のことも

入っております。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 質問じゃないですけど、無駄な時間を使わないためにももう少しわかりやすく記入していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 議運のほうで協議いただいてしっかりぴしっとやります。

ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ちょっと勉強不足で大変申しわけないんですが、このたびの下七日市火災で罹災証明を発行されていると思います。公的な書類だと思うんですが、この書類の発行を、いろんなことが発行して可能になると思うんですが、最大限罹災証明で発行して対応されていると思うんですが、いろんな自然災害とか災害等によって違うとは思いますが、よくテレビとかで仮設住宅とかやれいろんな援助とかっていう報道がされていますが、町ができる限りの罹災証明に基づいたことと、基づかなくても一生懸命取り組んでいるというその辺のところがちよっとわからないところがあるんですが、できれば教えてほしいです。

○議長（安永 友行君） 河村議員、議案にないことなんで、執行部が答えると言われれば答えていただきますし、そうでなかったら御勘弁ください。執行部のほう、罹災証明について、何かあれば答えてください。齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 罹災証明は税務住民課の担当です。

罹災証明、これは罹災された方が内容証明を取るもので、その罹災証明によって保険適用になったり。今回、町の産廃の補助金にも罹災証明を添付というようなことがありました。これについては、自然災害の場合はなかなかすぐ発行するということができなくて、現場を見て、どのぐらいの被災というか何%被災があるかというような部分が、尺度があるわけですが、その辺を加味しながら請求された方の内容が正しいかどうかということを確認して、それを証明するというものでありまして、罹災された方がどういうことに必要か、保険の適用だったり、ということなんで、税務住民課なり役場のほうから罹災証明で何かするということは、先ほど言いました補助金では今回罹災証明を条件にしておりますが、特に罹災証明がないとこれできないというような部分はその条例なり制度の中で書いてあることでありまして、罹災証明はそういうものだというのを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第46号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、説明員の方に答弁の準備についてはもう少し準備をしていただくようお願いをして、本日はこれで散会をします。

午後 2 時31分散会
